エコマーク商品類型　No.112

「文具・事務用品 Version1.0」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1．環境的背景

近年、文具・事務用品において、数多くの環境配慮型商品が生み出されている。文具・事務用品は、子供から大人まで、あらゆる世代の日常生活に密接に関わっているものであり、環境に配慮された文具・事務用品が広く普及することは、身近な環境教育の材料としての役割を担うなど、環境保全上の意義が大きい。また、2002 年度にエコマーク事務局が行った「エコマーク商品の消費者モニタリング調査および認知度・信頼性調査」において、エコマーク認定品での購入割合が最も多かった商品の上位に文具・事務用品が占めるなど、消費者の需要度も高い。

これまでエコマーク事業では、商品類型 No.112「紙製の事務用品」、No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」などの認定基準において、多くの環境配慮型文具・事務用品を認定してきた。今後もこれまでと同様、エコマークの対象として積極的に文具・事務用品を扱うが、商品類型はできるだけ機能別に設定すべきとの判断から、前述した文具・事務用品に関連する商品類型の基準項目を統括し、「文具・事務用品」として新たな商品類型を設置することとした。

1998 年に制定された商品類型 No.112「紙製の事務用品」は、今回、同商品類型の見直しを機に、商品類型名を「文具・事務用品」と改め、古紙と併せて、木材、プラスチックなども含めたリサイクルの促進を目指すとともに、PRTR 法の施行に伴う化学物質の管理、インクや芯などの消耗部分や包装材の減量および、粘着ラベルなどの粘着部分にも、環境的に配慮した基準を策定することとした。

2．対 象

「日本標準商品分類」の「文具、紙製品、事務用具および写真用品」に基づく別表 1 に定める文具・事務用品。ただし、写真用品は除く。

なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version2.0」などにおいて対象とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型での対象とし、原紙は No.113「包装用紙 Version2.0」での対象とする。

また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用（表面コーティングを含む）した製品、とじこみ用品以外のダンボール製品、板紙製の封筒および電気用品は対象外とする。

3．用語の定義

処方構成成分	：	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
消耗部分	：	使用によって消耗する部分（場合によっては交換可能）
粘着部分	：	主としてラベル、ステッカーなどに用いる感圧接着剤を塗布した面。

紙材に関する用語

紙	：	単層漉きの紙。
板紙	：	多層漉きの紙。
段ボール	：	波形に成形した中芯原紙の片面または両面に段ボール用ライナを張ったもの。
古紙	：	市中回収古紙および産業古紙。
市中回収古紙	：	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。
産業古紙	：	原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程（工場）内で発生し、再び同じ工程（工場）内で原料として使用される紙は除く。
古紙パルプ	：	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ
古紙パルプ配合率	：	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100（%）で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。
白色度	：	業界で定めるハンター方式、または、ISO 白色度（拡散青色光反射率）によって求められるパルプおよび紙の白さの程度。
蛍光増白剤	：	使用することにより日光のもとで蛍光を発し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。
禁忌品	：	（財）古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。
原紙	：	製袋、塗布、含浸などの加工を施すために素地となる紙の総称。
塗工	：	印刷、包装などの用途に応じた特性を紙にもたせるために、コーターによって原紙に塗剤を塗ること。

木材に関する用語

再･未利用木材	：	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。

・間伐材	：	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。

・廃木材　：　使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。

・建設発生木材　：　建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。

・低位利用木材　：　林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。小径材については、末口径 14cm 未満の木材とする。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。

なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がされている森林（※）であることの認証を受けているものとする。

a．天然生林から産出された丸太から得られる小径材

b．人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材

（※「持続可能な管理がされている森林」 については、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.0」別表 1 を参照のこと）

天　然　林　：　厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林でも、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。

天然生林　：　天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。

人　工　林　：　苗木の植栽か播種などにより人為的に造成された森林。

廃植物繊維　：　もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

木　質　部　：　木の実質（植物繊維も含む）。

接　着　剤　：　製品を製造するに必要不可欠な接着機能を果たすために添加するもの。また、オーバーレイを施すにあたって、合成樹脂系シートなどを素板と接着させたり、金具・金属などの異なる材料を接着させたりするために添加するものも含む。

添　加　剤　：　製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。

プラスチック材に関する用語

再生プラスチック　：　ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。

リサイクル　：　マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収や油化、ガス化、高炉還元、

コークス炉化学原料化は含まない。

ポストコンシューマ材料	：	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
プレコンシューマ材料	：	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
プラスチック	：	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	：	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。

4.．認定の基準

4－1．環境に関する基準

「4－1－1．共通基準」及び「4－1－2．材料に関する基準 A～D」のいずれか必要部分を満たすこと。また、消耗部分または粘着部分を持つ製品については、「4－1－1．共通基準」及び「4－1－2．材料に関する基準」に加え、「4－1－3．消耗部分に関する認定基準」または「4－1－4．粘着部分に関する認定基準」も適用する（各製品ごとの消耗部分の適用部位および基準項目番号については、別表１を参照のこと）。

4－1－1	共通基準	全製品共通で適用
4－1－2	材料に関する基準	製品によってＡ～Ｄのうちから１項目選択
4－1－3	消耗部分に関する基準	消耗部分を持つ製品（消耗部分が主製品のものも含む）に適用
4－1－4	粘着部分に関する基準	粘着部分を持つ製品（剥離紙も粘着部分に含める）に適用

4－1－1．共通基準

(1) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(2) 製品は使用後、異種材料間（紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど）の分別が可能なものであること。

(3) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含む有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する 1 販売単位をさす。

4－1－2．材料に関する基準

製品を構成する主材料として、紙材、木材、プラスチック材のどれか一つを製品全体重量の 70%以上使用しているのものについては、該当する以下 A～C のどれか一つを選択し、適用する。ま

た、それ以外の製品についてはDを適用する。なお、消耗部分、粘着部分およびとじこみ用品のとじ具は、製品全体重量のカウント対象から除く。

A．紙を主材料とする製品

(4) 原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で70%以上であること。

なお、包装袋にあっては、古紙パルプの合計重量が製品全体の重量比で30%以上、包装紙・封筒にあっては40%以上、慶弔用品（慶弔袋、金封など）・アルバムにあっては50%以上であること。（封筒に関する基準は、制定後1年以内に古紙パルプ配合率について再度検討を行う。）ただし、消耗部分、粘着部分、とじこみ用品のとじ具、手提げ袋の取っ手および、封筒の窓部（プラスチックの窓部は認定対象外）は、製品全体の重量から除く。

また、板紙を使用する場合は、原料として板紙の古紙パルプ配合率が90%以上であること。段ボールを使用する場合は、原料として段ボールの古紙パルプ配合率が100%であること。

(5) 紙および板紙にあっては、塗工量が片面で17g／㎡以下、両面で30g／㎡以下であること。

(6) 非塗工の紙を使用する白色のノート類の中紙においては、白色度が 70%程度以下であること。

(7) 紙材料に使用する印刷インキについては、以下のa.またはb.に適合すること。

a. エコマーク商品類型No.102「印刷インキVersion2.0」対象の印刷インキは、当該認定基準を満たしていること（エコマーク認定の印刷インキでなくてもよい）。ただし、No.102「オフセット印刷インキ」認定の印刷インキについても、本項目に適合するものとして扱う。

b. 上記a.以外の印刷インキは、エコマーク商品類型No.102「印刷インキVersion2.0」の「4-1.環境に関する共通認定基準」の(1)〜(7)、および「4-2.環境に関する個別認定基準」の(10)で定められた基準をすべて満たしていること。

(8) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと（ただし、2005年8月31日まで本項目は適用しない。）

(9) 紙の着色工程において使用するアゾ着色剤に関しては、1つ以上のアゾ基の還元分解によって、別表2のアミンの1つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤（染料または顔料）を使用しないこと。または、使用のある場合は、別表2に記載されたアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されないこと。

(10) 蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。

(11) 紙材料は、（財）古紙再生促進センターで定める禁忌品を含んでいないこと。ただし、長期保存を目的としたとじこみ用品の表紙加工は除く。

B．木を主材料とする製品

(12) 原料として使用した再利用木材および廃植物繊維の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上であること。ただし、消耗部分、粘着部分およびとじこみ用品のとじ具は、製品全体の重量から除く。

なお、低位利用木材のうち小径材において、a あるいは b に該当する場合の森林認証については、エコマーク商品類型 No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.0」別表1を満たしているものであること。

また、商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2.0」で認定されたボードを原

料として使用することも認める。

(注) 重量割合とは、気乾状態(*1)または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量(*2)に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

*1：通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

*2：24 時間ごとの質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

*1 については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できる。

(13) 建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する製品にあっては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の有害物質の含有について、土壌汚染対策法施行規則に定める別表第 3（平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号）に挙げられた六価クロムおよびヒ素の要件を満たすこと。

(14) 接着剤、添加剤を使用した製品および化粧加工を施した製品にあっては、それらの処方構成成分および重量割合を報告すること。

(15) 製品は、木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として使用していないこと。

(16) 製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チェンバー法」にしたがって測定した定量下限値以下とする。

(17) 製品に塗料を使用する場合は、エコマーク商品類型 No126「塗料 Version1.0」「4-1.環境に関する共通認定基準」第(1)項から第(4)項の化学物質のうち重金属および重金属化合物の基準（別表 3 「4－1－2－B(17)」に規定する化学物質リスト）に適合していること。

(18) 接着剤、塗料を使用した製品にあっては、材料あるいは製品がホルムアルデヒドの放散について、以下 a）b）c）のいずれか一つに該当すること。

a）JIS規格またはJAS規格によるF☆☆☆☆等級に相当していること。

b）JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l 以下であること。

c）JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5 μg/(m^2・h)以下であること。

C．プラスチックを主材料とする製品

(19) 原料として使用した再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で 70%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの重量割合が、60%以上を満たすことでも良い。また、透明 OHP フィルム類（厚さ 150 ミクロン以下）については、再生プラスチックの重量割合が 30%以上、別表 1 に定める機能性事務用品は、再生プラスチックの重量割合が 50%

以上であること。

また、消耗部分、粘着部分およびとじこみ用品のとじ具は、製品全体の重量から除く。

(20) 代替フロン（HCFCs）の使用のないこと。

(21) 製品は法令および業界自主基準等で定められている重金属等などの有害物質を含まないこと。

(22) 製品は国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質（別表 4：POPs）を処方構成成分として使用のないこと。

(23) 製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。製品へのリサイクルの表示は、樹脂部に、またはステッカーなどで、使用合成樹脂の種類を表示すること。合成樹脂の種類表示は JIS K6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、先頭に”R-”を付す。

複数種の使用の場合は、”R-PE, PP, PS”のように併記する。ただし、3 種類以上の場合には、”R-PE, PP 他”のように多いものから順に２つを表示し、3 番目以降は省略する事もできる。

基本的には上記表示方法に従うが、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。

D．「A」、「B」および「C」に含まれない製品

「A」、「B」および「C」に含まれない製品については、以下の基準項目(24)〜(25)のいずれか一つを満たすこと。

(24) 原料として、「古紙パルプ」、「再・未利用木材または廃植物繊維」および「再生プラスチック」の合計重量割合が、製品全重量の 70%以上であること。ただし、消耗部分、粘着部分およびとじこみ用品のとじ具は、製品全体の重量から除く。

古紙パルプの使用部分については認定基準 4－1－2－A、再・未利用木材等の使用部分については認定基準 4－1－2－B および、再生プラスチックの使用部分については認定基準 4－1－2－C を満たすこと。

(25) 原料として、廃棄された卵の殻などの再生材料を使用した白墨・色白墨の場合は、再生材料を製品全体の重量割合で 60%以上、使用していること。また、原料として、廃棄された卵の殻などの再生材料を使用したグラウンド用白線の場合は、再生材料を製品全体の重量割合で 70%以上、使用していること。なお、グラウンド用白線については、グラウンドで使用する製品に限定する。

4－1－3．消耗部分に関する基準

消耗部分を持つ製品については、(26)〜(28)の基準項目のうち、別表１「文具の対象表」消耗部分の「適用する基準項目番号」に示す項目を満たすこと。

(26) 消耗部分が再充填可能または詰替え可能な設計となっているものについては、充填剤または詰替え品（交換部品も含む）が入手可能なこと。また、製品や包装、取扱説明書、パンフレット等に再充填可能であることが示されていること。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用が一般的に認知されている製品については、適用しない。

なお、再充填可能または詰替え可能な部分全体を、消耗部分の重量とする。再充填または補

充ができない製品については、インクなど消耗する材料のみを消耗部分の重量とする。(「添付図 1」参照のこと)

(27) 有害物質について、アンチモンが 60mg／kg 以下、ヒ素が 25mg／kg 以下、バリウムが 1,000mg／kg 以下、カドミウムが 75mg／kg 以下、クロムが 60mg／kg 以下、鉛が 90mg／kg 以下、水銀が 60mg／kg 以下及びセレンが 500mg／kg 以下とする。

(28) 有機溶剤には、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)に規定する第 1 種有機溶剤等及びその他の有機溶剤(その他の有機溶剤とは、クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N,N-ジメチルホルムアミド、トルエン、メタノール及び酢酸エチルをいう)を使用してはならない。

4－1－4．粘着部分に関する基準

粘着部分を持つ製品については、(29)〜(31)の基準項目のうち、別表１「文具の対象表」粘着部分の「適用する基準項目番号」に示す項目を満たすこと。(「添付図 2」参照のこと)

(29) 粘着剤は、水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。ただし、本基準項目については、基材が紙を材料とする製品についてのみ適用する。

(30) 粘着剤の有害物質について、アンチモンが 60mg／kg 以下、ヒ素が 25mg／kg 以下、バリウムが 1,000mg／kg 以下、カドミウムが 75mg／kg 以下、クロムが 60mg／kg 以下、鉛が 90mg／kg 以下、水銀が 60mg／kg 以下及びセレンが 500mg／kg 以下とする。

(31) 剥離紙は、以下 a) b) c) のいずれか一つに該当すること。

a) (財) 古紙再生促進センター・(社) 日本印刷産業連合会で定める「リサイクル対応型剥離紙」であること。

b) 古紙パルプを重量割合で 70%以上使用していること。

c) 再生プラスチックを重量割合で 70%以上使用していること。

4－2．品質に関する基準

(32) 品質および安全性については、該当する日本工業規格などの品質基準に適合していること。

5．認定基準への適合の証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

5ー1．環境に関する基準の証明方法

5－1－1．共通基準の証明方法

(1) 認定基準 4－1－1.(1)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去 5 年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

また、製品を製造する工場に PRTR の適用があり、対象となる物質(第一種指定化学物質)

が法律で報告義務を定めた規定量以上、工場で使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書もしくは届出書の写しを提出すること。

(2) 認定基準 4-1-1.(2)については、異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。また、それぞれの材料について重量割合を付属証明書に記載すること。また、手帳の場合は、製品サンプルを提出すること。

(3) 認定基準 4-1-1.(3)については、製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること（図・写真などを用いて補足してもよい。）また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材料に、ハロゲンを含む有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないことを、付属証明書に記入すること。

5-1-2．材料に関する基準の証明方法

A．「4-1-2-A．紙を主材料とする製品」についての証明方法

(4) 認定基準 4-1-2-A(4)については、製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率を示す証明書を提出すること。また、製品総重量、紙材料重量および紙以外の材料重量、紙材料および紙以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、紙材料が製品全体の 70%以上である証明をすること。

(5) 認定基準 4-1-2-A(5)については、塗工量の証明書を提出すること。なお、証明書には、片面および両面それぞれの塗工量の具体的数値をそれぞれ記載するものとする。

(6) 認定基準 4-1-2-A(6)については、製紙事業者の発行する業界で定めるハンター方式、または ISO 白色度（拡散青色光反射率）による白色度試験結果および試験方法を提出すること。なお、試験結果には白色度の具体的数値を記載するものとする。また、本基準は、JIS に基づき白色または白色に近い紙および板紙に適用する。

(7) 認定基準 4-1-2-A(7)については、エコマーク商品類型 No.102「印刷インキ Version2.0」の「5．認定基準への適合の証明方法」に従うこと。ただし、エコマーク認定の印刷インキを使用する場合は、当該印刷インキの「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

なお、認定基準 4-1-2-A(7) a.および b.において、エコマーク申込時点で使用する印刷インキの銘柄を特定できない場合、インキ製造事業者の発行する①上記要件を満たす印刷インキリスト、②上記要件を満たす旨の証明書を提出すること。申込書に①に示す印刷インキを使用する旨の誓約を明記すること。

(8) 認定基準 4-1-2-A (8)については、製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

(9) 認定基準 4-1-2-A(9)については、該当物質の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は、別表 2 に記載されたアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことについて製紙事業者の発行する以下の①から③のいずれかの証明書を提出すること。

① 製品 1kg 当たり 30mg を超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書

② 計算上、すべての可能性において、別表 2 のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を

超えて検出されないことを示す証明書

③ ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表 2 のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書

(10) 認定基準 4‐1‐2‐A(10)については、蛍光増白剤の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は蛍光増白剤の使用量を証明書に記載すること。

(11) 認定基準 4‐1‐2‐A(11)については、エコマーク商品認定・使用申込書に具体的に説明記述すること。

B.「4‐1‐2‐B．木を主材料とする製品」についての証明方法

(12) 認定基準 4‐1‐2‐B(12)については、申込者による、製品総重量および金具・金属などの付加された部分が製品に占める割合（重量割合）を明記した証明書を提出すること。また、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材および廃植物繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位 10 社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- 森林の種類（天然生林、人工林など）、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- どのような状況（病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることを説明すること。商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2.0」の認定商品を使用した製品にあっては、当該製品の「商品名」および「認定基準」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(13) 認定基準 4‐1‐2‐B(13)については、建築解体木材を分別していること、あるいは建築解体木材の使用のないことの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。また、建築解体木材を使用の場合は、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

(14) 認定基準 4‐1‐2‐B(14)については、処方構成成分および重量割合を付属証明書に記入すること。また当該物質の添加の有無記載リストを提出すること。

(15) 認定基準 4‐1‐2‐B(15)については、当該物質の使用の有無記載リストを提出すること。

(16) 認定基準 4‐1‐2‐B(16)については、処方構成成分として、トルエン・キシレンの添加の有無を付属証明書に記載すること。トルエン・キシレンを処方構成成分として添加している場合は、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料のそれぞれにつ

いて、JIS A 1901 に定める試験結果を提出すること。なお、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない場合は、試験を行う必要はない。

(17) 認定基準 4‐1‐2‐B(17)については、エコマークの商品類型 No.126「塗料 Version1.0」の認定基準への適合証明方法にしたがうこと。（自社による試験結果を用いて証明しても良い。）ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができる。

(18) 認定基準 4‐1‐2‐B(18)については、材料あるいは製品における接着剤、塗料の使用の有無を付属証明書に記載すること。なお、接着剤、塗料の使用のある場合は、該当する a）b）c）から一つを選び、以下の方法を用いて証明すること。

a）に該当する場合は、JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級の表示が認められたことを証明する書類またはその写しを提出すること。また、b）、c）に該当する場合は、JIS A 1460 あるいは JIS A 1901 に定める方法による測定結果が、基準値を満たすことを示した、第三者機関もしくは自社による試験結果を提出すること。

C.「4‐1‐2‐C．プラスチックを主材料とする製品」についての証明方法

(19) 認定基準 4‐1‐2‐C(19)の再生材料については、製品総重量、プラスチック材料重量、プラスチック以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、プラスチック材料が製品全体の 70%以上である証明をすること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書、申込者による再生プラスチックの重量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程証明を提出すること。

(20) 認定基準 4‐1‐2‐C(20)については、代替フロン（HCFCs）の使用のないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(21) 認定基準 4‐1‐2‐C(21)については、製品（全ての添加剤・色材を含む）に該当する有害物質が含まれないことを示す、第三者機関もしくは自社などによる試験結果を提出すること。製品の有害物質については、88／378／EEC EN71‐3 などに定める有害物質の要件を満たすこと。

なお、再生材料についてのみ上記試験を行った場合は、上記試験結果に加え、新たに処方したプラスチック添加物およびプラスチック色材やバージン材料について、それぞれ以下の条件を満たす原材料供給者および成型加工事業者の発行する証明書を提出すること。

① プラスチック添加物として、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従っていること。

② プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量についてポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

また、すべての原材料（再生材料も含む）について、処方したプラスチック添加剤およびプラスチック色材が全て明らかな場合は、回収される前のバージン材料まで遡った原材料供給者および成型加工事業者すべてにおける証明書類でも可とする。

(22) 認定基準 4‐1‐2‐C(22)については、製品に該当する化学物質を処方構成成分として加えていないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(23) 認定基準 4‐1‐2‐C(23)については、製品の表示部分が確認できる写真などまたは表示の

設計書を提出すること。

D．「4－1－2－D．「A」「B」および「C」に含まれない製品」についての証明方法

(24) 認定基準 4－1－2－D(24)については、製品総重量、再生材料の合計重量および再生材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、再生材料が製品全体の 70%以上である証明をすること。また、各再生材料の証明方法については、5－1－2－A～C の該当部分それぞれに従うこと。

(25) 認定基準 4－1－2－D(25)の、廃棄された卵の殻などについては、原料事業者の発行する原料供給証明書および、申込者による再生材料の重量割合の証明書を提出すること。また、「グラウンド用白線」については、グラウンドで使用する製品であることが記載された包装袋の写真などを提出すること。

5－1－3．「4－1－3．消耗部分に関する基準」についての証明方法

(26) 認定基準 4－1－3(26)については、消耗部分が再充填可能または詰替え可能なことを記載した取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットを提出すること。

(27) 認定基準 4－1－3(27)については、第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。該当する JIS において、これらの有害物質についての試験を行っている場合は、品質基準の証明によって代用できるものとする。試験方法については、88／378／EEC EN71－3 または同等の方法で良いものとする。

(28) 認定基準 4－1－3(28)については、製品に該当する有機溶剤を使用していないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

5－1－4．「4－1－4．粘着部分に関する基準」についての証明方法

(29) 認定基準 4－1－4(29)については、全離解型粘着剤もしくは、水溶性または水分散性の粘着剤が使用されており、古紙リサイクルの阻害にならないことの説明を付属証明書に記入すること。

(30) 認定基準 4－1－3(30)については、第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。

(31) 認定基準 4－1－3(31)については、該当する a）b）c）それぞれの証明方法に従うこと。

a）剥離紙を製造する製紙事業者の発行する「リサイクル対応型剥離紙」であることの証明書もしくは、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

b）製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率が、70%以上であることの証明書を提出すること。

c）原料事業者の発行する原料供給証明書および、申込者による再生プラスチックの重量割合の証明書を提出すること。

5ー2．品質に関する基準への適合の証明方法

(32) 認定基準 4－2(32)については、日本工業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または JIS 認定工場の写しを提出すること。もしくは自社規格に基づく試験結果を提出すること（該当する製品ＪＩＳ規格の有無は問わない。)。

6．その他

(1) 商品区分は、別表 1 の「申込区分」毎で、かつ、材料区分 A～D 別にブランド名（商品名）毎とする。ただし、色調、大小による区分は行わない。なお、商品区分は、同一申込とすることのできる商品の範囲を指す。

(2) エコマーク既認定の印刷前の封筒や名刺を使用して、エコマークを当該商品（事務用品）一枚ずつに印刷・表示する場合には、例えば「○○%古紙配合事務用品」、「この△△はエコマークの認定を受けた古紙配合事務用品です」など、その他これに類する表現を必ず併記し、印刷・複写などされた内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。

(3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、左揃えの矩形枠で囲んだものとし、製品を構成する主材料に合せて以下のとおりに記載すること。エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

なお、既認定商品の既契約期間中に生産された在庫品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、原則として新契約日から 1 年間を期限として、これまでどおりのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

A．紙を主材料とする製品

「古紙パルプ配合率○○%」もしくは「古紙パルプ配合率○○%以上」と記載すること。なお○○%の場合は、製品全体に占める古紙パルプの重量割合を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める古紙パルプの重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。白色度が適用されるノート類にあっては、1 段目に「古紙パルプ配合率○○%」を記載し、さらに「白色度○○%」もしくは「白色度○○%以下」と記載すること。以下に一例を示す。

なお、商品類型 No.112「紙製の事務用品」（1998 年 8 月 3 日制定）および No.113「包装用の用紙」（1998 年 8 月 3 日制定）の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおりのマーク下段表示「古紙の利用・○○%」を記載することも可とする。ただし、認定番号については、既契約期間中に生産された在庫品に限って、原則として新契約日から１年間を期限として、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

古紙パルプ配合率 ○○%

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

古紙パルプ配合率 ○○%以上

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
古紙パルプ配合率 ○○%
白色度（中紙）○○%

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
古紙パルプ配合率 ○○%以上
白色度（中紙）○○%以下

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

B．木を主材料とする製品

「××の再利用 ○○%」もしくは「××の再利用 ○○%以上」と記載すること。なお○○%の場合は、製品全体に占める「再利用木材および廃植物繊維」の重量割合を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再・未利用木材、廃植物繊維の重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。なお、××には、材料に使用した「再利用木材および廃植物繊維」（「3．用語の定義 木材に関する用語」を参照のこと）の中から該当するものを記載すること。以下に一例（「間伐材」を使用した場合）を示す。

なお、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを利用した木製品」（1999 年 9 月 1 日制定）の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおりのマーク下段表示「間伐材・小径材の利用 ○○%」「木のリサイクル ○○%」を記載することも可とする。ただし、認定番号については、既契約期間中に生産された在庫品に限って、原則として新契約日から１年間を期限として、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

ちきゅうにやさしい
間伐材の再利用 ○○%

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
間伐材の再利用 ○○%以上

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

C．プラスチックを主材料とする製品

「プラスチックの再利用 ○○%」もしくは「プラスチックの再利用 ○○%以上」と記載すること。なお○○%の場合は、製品全体に占める再生プラスチック重量割合を記載するものとする（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生プラスチックの重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。以下に一例を示す。

なお、商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」（2000 年 5 月 10 日制定）

の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおりのマーク下段表示「再生プラスチックの利用○○%」「プラスチックの再利用 R-XX○○%」を記載することも可とする。ただし、認定番号については、既契約期間中に生産された在庫品に限って、原則として新契約日から１年間を期限として、これまでどおりの番号を記載することも可とする。

ちきゅうにやさしい
プラスチックの再利用 ○○%
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
プラスチックの再利用 ○○%以上
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

D.「A」、「B」および「C」に含まれない製品

一段目に「再生材料の使用○○%」もしくは「再生材料の使用○○%以上」、二段目には使用した再生材料として「紙」・「木」・「プラスチック」のうちから「再生材料の名称（3種類の場合、多い順に上位 2 種まで。「卵の殻」などを使用した白墨の場合は、1 種で良い。）」を記載すること。なお○○%は製品全体に占める再生材料の合計の数値を記載すること（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生材料の合計の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。以下に一例（「紙」「プラスチック」を使用した場合、「卵の殻」を使用した場合）を示す。

ちきゅうにやさしい
再生材料の使用 ○○%
（紙・プラスチック）
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
再生材料の使用 ○○%以上
（紙・プラスチック）
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
再生材料の使用 ○○%
（卵の殻）
○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）
エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

E.「リサイクル対応型剥離紙」を使用した製品

「4‐1‐4．粘着部分に関する基準 (31)」の（a）に該当する商品については、1 段目の「古紙パルプ配合率○○%」に併せて、2 段目に「リサイクル容易な剥離紙を使用」と記載すること。以下に一例を示す。

ちきゅうにやさしい
古紙パルプ配合率 ○○%
リサイクル容易な剥離紙を使用

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

ちきゅうにやさしい
古紙パルプ配合率 ○○%以上
リサイクル容易な剥離紙を使用

○○○○株式会社
（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2004 年 9 月 1 日　制定（Version1.0）
2009 年 8 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または商品類型の廃止を行うものとする。

別表 1 文具の対象表 (1)

［ ］内は、日本標準商品分類の番号

対象		申込区分		該当箇所	対象材料	適用する基準項目番号	個別事項
				「消耗部分」または「粘着部分」の適用			
筆記具［931］	万年筆［9111］	万年筆		消耗部分	インク	(26)*(27)	
		万年筆用の部品及び付属品		消耗部分	インク	(26)*(27)	
	シャープペンシル［9312］	シャープペンシル		消耗部分	しん 消しゴム	(27)	
		シャープペンシル用しん		消耗部分	しん	(27)	
	ボールペン［9313］	油性／水性ボールペン		消耗部分	インク	(26)*(27)	
		ボールペンの中しん		消耗部分	インク	(27)	
	付ペン［9314］	ペン先		－	－	－	
		ペン軸		－	－	－	
	鉛筆［9315］	鉛筆／色鉛筆		消耗部分	しん 消しゴム	(27)	
	マーキングペン［9316］	油性／水性／ボード用／その他のマーキングペン		消耗部分	インク	(26)* (27)(28)	(29)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用
		カートリッジ		消耗部分	インク	(27)(28)	
	その他の筆記具［9319］	(複合筆記具など)		消耗部分	インク 又はしん	(26)* (27)(28)	
筆記具関連品［932］	筆記用インキ［9321］	青色／黒色／赤色インク／その他の筆記用インク		消耗部分	インク	(26)*(27)	
	白墨［9322］	白墨／色白墨		消耗部分	本体	(27)	
	インクスタンド［9323］			－	－	－	
	その他の筆記具関連品［9329］			－	－	－	
印章、朱肉、スタンプ及びスタンプ台［933］	印章［9331］	木材印章／プラスチック材印章／その他の印章		消耗部分	インク	(26)*(27)	消耗部分の基準適用については、インクが備え付けの場合のみとする。
	朱肉［9332］			消耗部分	インク	(26)*(27)	
	スタンプ［9333］	日付印／アドレス用スタンプ／科目印／その他のスタンプ		消耗部分	インク	(26)*(27)	回転ゴム印などのスタンパーは「機能性事務用品」とみなす
	スタンプ台［9334］			消耗部分	インク	(26)*(27)	
事務用具［934］	計算用事務用具［9341］	計算尺／計算盤／そろばん		－	－	－	
	図案製図用具［9342］	製図板／製図器／定規／その他の図案製図用具		－	－	－	
	一般事務用具［9343］	鉛筆箱(筆入れ)／手動吸取器／手動開封器／鉛筆削り器／手動鉛筆削り器／あなあけ器及び千枚通し／はとめ及び小穴補強器／		－	－	－	手動鉛筆削り器は機能性事務用品とみなす
		粘着テープディスペンサー／テープディスペンサー／テープカッター		粘着部分	粘着剤	(29)(30)	粘着部分の基準適用については、粘着テープが備え付けの場合のみとする。
		ステープラ		－	－	－	「機能性事務用品」
		その他の一般事務用品	連射式クリップ	消耗部分	クリップ	(26)*	
			ステープラー針リムーバー／クリップケース／丸刃式紙裁断機／カッティングマット／デスクマット／カードケース／名札(机上用)名札(衣服取付型・首下げ型)／ペンスタンド／レターケース／トレー	－	－	－	紙裁断機は「機能性事務用品」とみなす
			モルトケース	消耗部分	海綿	(26)*	天然のものは適用外
			紙めくりクリーム	消耗部分	クリーム	(26)*(27)	
			OA クリーナ(ウェット,液)	消耗部分	ウェット クロス	(26)*	消耗部分が使い捨て商品であるため、適用外(容器のみの認定)とする。
			カッターナイフ	消耗部分	替刃	(26)*	

＊4-1-3 (26) は、消耗部分が交換可能な場合にのみ、適用。

別表 1 文具の対象表（2）

［ ］内は、日本標準商品分類の番号

対象				「消耗部分」または「粘着部分」の適用			個別事項
		申込区分		該当箇所	対象材料	適用する基準項目番号	
紙製品［935］(木製、プラスチック製の場合も本分類にて対象)	事務用紙製品［9351］	帳簿類	会計帳簿／印鑑簿／スクラップブック／メモ帳／手帳／アドレスブック／名刺ホルダ／日記帳／会計用ルーズリーフ／その他の帳簿類	－	－	－	
		伝票類	伝票及び単式仕切り書／複写簿／領収証／その他の伝票類	－	－	－	
		封筒袋 包装袋	封筒／包装袋／手提袋	粘着部分	粘着剤 剥離紙	(29)(30)(31)	・粘着部分の基準適用については、粘着剤が塗布してある場合のみ適用 ・封筒の窓部がプラスチックのものは認定対象外
		事務用紙	けい紙／フールスカップ／事務用せん／計算用紙／統計用紙／製図用紙／その他の事務用紙	－	－	－	
		事務用カード		－	－	－	
		事務機械用紙		－	－	－	No.106「情報用紙」において対象とするフォーム用紙は除く
		とじこみ用品	ファイル／バインダ／ホルダ／表紙類／用せんばさみ／その他のとじこみ用品	－	－	－	とじ具は製品全重量から除く
		その他の事務用紙製品		－	－	－	
	学用紙製品［9352］	ノート類	ノート／学習帳／ルーズリーフ／レポート用紙／その他のノート類	－	－	－	
		画用紙類	画用紙（サイズに切ったもの）スケッチブック／図画帳／洋裁帳	－	－	－	
		原稿用紙／方眼紙／工作用紙／画板及び紙ばさみ／折り紙／その他の学用紙製品		－	－	－	
	日用紙製品［9353］	便箋／アルバム写真コーナ及び写真台紙（アルバム）／慶弔袋及び金封／かけ紙及びのし袋／荷札／包装紙／名刺台紙及びグリーティングカード／その他の日用紙製品		－	－	－	
絵画用品及び書道用品［938］	絵画用品［9381］	画筆		－	－	－	
		絵の具		消耗部分	絵の具	(27)	
		クレヨン及びパス		消耗部分	クレヨン パス	(27)	
		ポスターカラー		消耗部分	ポスターカラー	(27)	
		その他の絵画用品		－			
	書道用品［9382］	毛筆		－	－	－	
		墨	固形墨	－	－	－	認定対象外
			液墨	消耗部分	墨汁	(26)*(27)	
		すずり、筆立て及び水差し		－	－	－	
		書道用下敷／文鎮／すずり箱		－	－	－	
		書道用紙		－	－	－	

＊4-1-3 (26) は、消耗部分が交換可能な場合にのみ、適用。

別表１ 文具の対象表（3）

［ ］内は、日本標準商品分類の番号

対象		申込区分		「消耗部分」または「粘着部分」の適用 該当箇所	対象材料	適用する基準項目番号	個別事項
その他の文具、紙製品、事務用品及び写真用品 ［939］	事務用のり及び粘着テープ ［9391］	事務用のり	事務用のり／合成のり／固形のり／テープのり	消耗部分	のり	(26)*(27)	テープのりについては、本体に残る剥離基材も消耗部分とみなす。
		粘着ラベル	宛名ラベル／コンピュータラベル／その他の粘着ラベル	粘着部分	粘着剤 剥離紙	(29)(30)(31)	インデックス、タックラベルなども含む
	消しゴム、プラスチック字消し及びインキ消し ［9392］	消しゴム		消耗部分	字消し材	(26)*(27)	消耗部分自体が製品本体であり、容器が不必要のものは消耗部分であっても 4-1-2-C が適用される
		プラスチック字消し		消耗部分	字消し材	(26)*(27)	
		インキ消し		消耗部分	液	(26)*(27)(28)	(28)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用
	事務用クリップ・ピン・画びょう ［9393］	事務用クリップ・ピン／画びょう		―	―	―	ケースを含めて、対象とする。
	とじひも ［9394］			―	―	―	
	彫刻刀 ［9395］			―	―	―	
	篆刻用品 ［9396］			―	―	―	
	事務用修正液 ［液状］ ［9397］			消耗部分	修正液	(26)*(27)(28)	(28)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用
	他に分類されない文具、紙製品、事務用具及び写真用品 ［9399］	事務用修正具(テープ)		消耗部分	テープ	(26)*(27)	本体側に残る剥離基材も消耗部分とみなす。
		黒板拭き／ホワイトボードイレーザー／マグネット(玉、バー)／メディアケース(FD・CD・MO 用)／マウスパッド／OA フィルター／OHP フィルム／写真立て／テープ印字器用カセット		―	―	―	テープ印字器用カセットは「機能性事務用品」とみなす。
		付箋紙		粘着部分	粘着剤	(29)(30)	
日本標準商品分類「中分類 93 文具，紙製品，事務用具及び写真用品」に属さない製品							
ブックスタンド［8324］					―	―	
卓上カレンダー［92155・92315］ ※ 卓上カレンダー以外の紙製カレンダーについては、No.120「紙製の印刷物」において対象とする。					―	―	
額縁・パネル［85542］					―	―	「機能性事務用品」
リサイクルボックス［8599］					―	―	
はさみ［6814］					―	―	「機能性事務用品」
粘着テープ［258］（製本テープ・両面テープなど） ※ クラフト紙粘着テープ・紙ガムテープについては、No.114「紙製の包装用材」において対象とする。				粘着部分	粘着剤 剥離紙	(29)(30)(31)	(31)については、剥離紙を使用する場合のみ適用
グランド用白線				消耗部分	粉体	(27)	

＊ (26) は、消耗部分が交換可能な場合にのみ、適用。

別表２　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-*o*-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	*o*-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	*p*-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	*p*-クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン-ビス-(２-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	*o*-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	*o*-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

別表３　「4－1－2－B(17)」に規定する化学物質リスト

物質名	基準値
カドミウム 水銀 六価クロム 鉛　0.06%以下	合計 0.1%以下
ヒ素	処方構成成分として添加のないこと。
アンチモン	処方構成成分として添加のないこと。
トリブチルスズ	処方構成成分として添加のないこと。
トリフェニルスズ	処方構成成分として添加のないこと。

別表４　国連環境計画で挙げられている残留性有機化学物質

DDT	トキサフェン	ヘプタクロール
ディルドリン	ダイオキシン類	マイレックス
クロルデン	アルドリン	ポリ塩化ビフェニール類
ヘキサクロロベンゼン	エンドリン	フラン類

環境に関する基準の適用範囲例 ①：「ボールペン」

ボールペンの場合は、環境に関する基準として「4-1-1．共通基準」「4-1-2．材料に関する基準」「4-1-3．消耗部分に関する基準」が適用される。（下図）

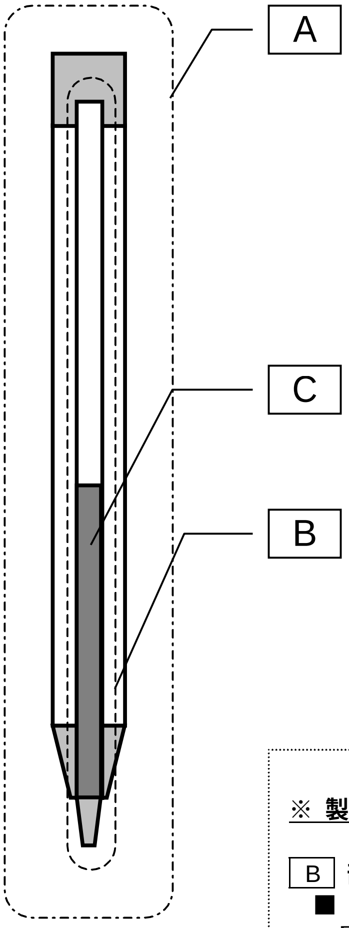

「4-1-1．共通基準」の適用範囲

■ A に含まれる全て

「4-1-2．材料に関する基準」の適用範囲

■ A から C を除いた部分

「4-1-3．消耗部分に関する基準」の適用範囲

■ C のみ

※ 製品全体重量における消耗部分の重量カウントについて

B 部分が交換可能な場合
■ 交換可能な部分全て（カートリッジなど）を、製品総重量から除く。

B 部分が交換不可能（ワンウエイ）な場合
■ インク（C 部分）のみを、製品総重量から除く。

添付図１

環境に関する基準の適用範囲例 ②：　「粘着ラベル」

粘着ラベルの場合は、環境に関する基準として「4-1-1．共通基準」「4-1-2．材料に関する基準」「4-1-4．粘着部分に関する基準」が適用される。（下図）

「4-1-1．共通基準」の適用範囲

■ A に含まれる全て

「4-1-2．材料に関する基準」の適用範囲

■ A から B を除いた部分

「4-1-3．粘着部分に関する基準」の適用範囲

■ B のみ

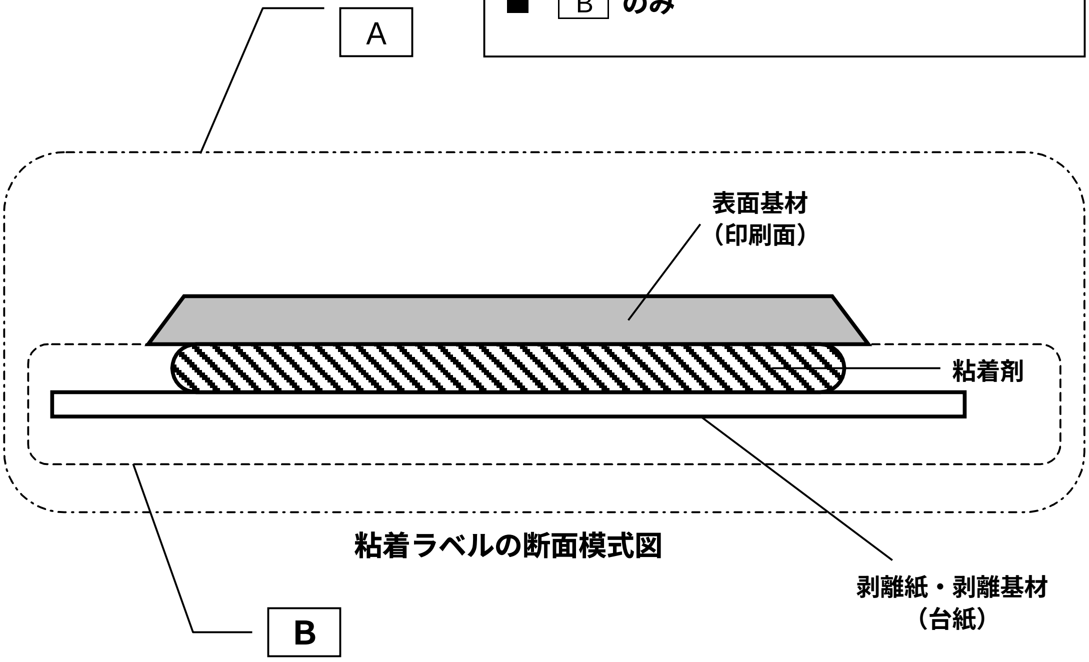

粘着ラベルの断面模式図

※ 製品全体重量における粘着部分の重量カウントについて

■ B 部分を、製品総重量から除く。

添付図２

解 説　「文具・事務用品 Version1.0」

2004年 9月 1日 制定

１．環境的背景の補足

日本における文具・事務用品の生産量は、No.112「紙製の事務用品」が制定された平成8年から現在（平成15年）の7年間で見ると、筆記具では平成12年をピークに、ボールペン類は下降傾向にあるが、シャープペンシル・マーキングペンは横ばい傾向である。なお、ファイルバインダー類については年々増加の傾向を示している。また、平成13年での筆記具の販売金額は147,324百万円、紙製の事務用品の出荷額は176,500百万円である。

エコマーク認定商品における文具・事務用品の認定数は、商品類型No.112「紙製の事務用品」において、平成8年の制定時から著しく上昇しており、2002年12月時点で450商品が確認されている。また、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において認定されているプラスチック製文具商品数は、2002年12月において約560商品が確認されており、紙製の事務用品での認定数と合せて約1,000商品となる。これは全エコマーク認定商品数 約5,000商品のうちの2割に相当する。

2．対象について

文具・事務用品においては、従来より「紙製の事務用品」以外に、商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」などにおいて文具・事務用品の認定が行われてきたが、消費者や文具メーカよりこれらを一つの商品類型として扱うべきとの意見が多く、またエコマークとしても商品類型はできるだけ機能別に設定すべきとの判断から、前述した文具・事務用品に関連する商品類型の基準項目を統括し、「文具・事務用品」として新たに商品類型を設置することとした。

No.112「紙製の事務用品」では、対象を「日本標準商品分類」に基づく「文具、紙製品、事務用具および写真用品」のうちの「紙製品」としていたが、本基準では、材料を紙だけ限定する必要がなくなったので、対象を「文具、紙製品、事務用具および写真用品」（ただし写真用品は除く）と改めた。なお、従来「No.113 包装用の用紙」において対象としていた包装用紙、包装袋、封筒については、最終製品の場合、本商品類型にて扱うこととした。（包装用紙、包装袋、封筒の原紙は、従来通りNo.113「包装用の用紙」にて扱う。）

上記商品分類には含まれないが、グリーン購入法特定調達品目など、対象化が必要と考えられるものについては、別表１への記載とともに追加を行った。固形墨については、原料に本基準で採用している再生材料が含まれないことから、対象外とした。なお、OAクリーナについては、ウェットクロス部分が使い捨て商品であることから、容器のみを対象とする。また、電気鉛筆削り機、電動字消し具、テープ印字器などの電気用品については、電気を使用する製品としての安全性などを考慮する必要があることから、家電などの電化製品とともに検討することとし、現時点では対象外とした。

さらに、「グラウンド用白線」については、エコマーク類型・基準制定委員会の判断により、当面、本商品類型において対象とすることとなった。ただし、製品が粉体であることから、他の用途も考えられるので、本商品類型で扱う場合には、グラウンドで使用する製品に限定する。

3．用語の定義について

（1）紙材に関する用語の定義について

「市中回収古紙」および「産業古紙」の定義にあたっては、JIS Q14021におけるポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の定義および、日本製紙連合会／（財）古紙再生促進センターによる古紙の定義を参照した。日本製紙連合会／（財）古紙再生促進センターの定義では、製品として出荷されずに、発生と同一の事業者、またはその委託事業者が紙の原材料として利用するものは古紙とみなされない。エコマークの「産業古紙」の定義では、出荷の有無に関わらず、発生と同一の工程(工場)で利用されるものを除外しているため、日本製紙連合会／（財）古紙再生促進センターの古紙の定義とは判断が一致しないケースが一部生じる可能性はある。

(参考)

JIS Q 14021 ポストコンシューマ材料の定義

家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これは、流通経路から戻される材料を含む。

JIS Q 14021 プレコンシューマ材料の定義

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再利用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。

「古紙の利用のためのリサイクル法」日本製紙連合会・（財）古紙再生促進センター

法第二条第一項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号。以下「政令」という。）第一条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原材料として利用することができるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性があるものを言う。

ただし、紙製造事業者の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者に加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙として取り扱わない。

「古紙パルプ配合率」については、No.112 「紙製の事務用品」（以下、Version1.0と表記）において、各製紙メーカの実際の管理方法に合わせて「（古紙(有姿)＋ 購入古紙パルプ）／（バージンパルプ＋ 古紙(有姿)＋ 購入古紙パルプ）」で表される「古紙パルプ配合率」としていたが、No.112「文具・事務用品Version1.0」（以下、No.112「文具・事務用品」と表記） では ISO に準拠した「古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）」で表される「古紙パルプ配合率」を採用した。なお、パルプの配合については水分10%での質量を採用している。

「白色度」の試験方法については、No.106「情報用紙」に準拠し、ISO白色度（拡散青色光反射率）に改めた。なお、業界規格として存続する従来のハンター方式でも良い。

「蛍光増白剤」は、化成品工業会発行「蛍光増白剤」を参考とした。

（2）木材に関する用語の定義について

No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.0」（2004 年７月 1 日制定）の用語の定義に準拠した。（同基準「3．用語の定義」解説を参照のこと）

（3）プラスチック材に関する用語の定義について

No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」（2000年５月10日制定）の用語の定義に準拠した。（同基準「3．用語の定義」解説を参照のこと）

4．認定の基準について

4－1．環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型No.112「文具・事務用品」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A－1、B－1、B－5、B－6 、B－8、C－1、C－7、C－8、D－7、D－8、E－7、E－8およびF－7（表中◎印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用消費	E 廃棄	F リサイクル
1. 資源の消費	◎	◎	◎			○
2. 地球温暖化影響物質の排出		○	○			
3. オゾン層破壊物質の排出						
4. 生態系への影響	○				○	
5. 大気汚染物質の排出		◎	○			
6. 水質汚濁物質の排出		◎				
7. 廃棄物の発生・処理処分		○	◎	◎	◎	◎
8. 有害物質などの使用・排出		◎	◎	◎	◎	
9. その他の環境負荷		○			○	

A　資源採取段階

◇ A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製品を構成する素材について
(2) 紙材における古紙パルプ配合率について
(3) 複数素材の使用について
(4) 持続可能な森林の認証制度について
(5) 資源消費量の抑制

(1) については、従来より「紙製の事務用品」以外に商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において文具の認定がなされていることから、製品を構成する主たる素材として紙材、木材、プラスチック材を想定することとした。その他にも金属、繊維などの素材が想定されるものの、文具は対象も広く全てを網羅することは難しいことから今回は取り上げないこととなった。しかしながら、同機能の製品で素材によってエコマークの付くものと付かないものとがあれば、付いていない素材の製品の環境負荷が高いという誤解を消費者に招く恐れがあるため、今後、金属など他素材についても流通量の多いものから検討していく必要性があることが確認された。また、廃棄された卵の殻については、白墨・グランド用白線において、主材料として使用・商品化されている。これらは、現在廃棄されている卵の殻の再生利用として評価できることから、白墨・グランド用白線に限り、再生材料として扱うこととした。

「4-1-2. 材料に関する基準」の 「B.木を主材料とする製品」の基準は、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」における「D.生活・文化用品」に該当する項目、「C.プラスチックを主材料とする製品」の基準はNo.118「再生材料を使用したプラスチック製品」における「A.廃棄時に一般廃棄物となる商品」の中の「文房具」または「機能性事務所用品等」に該当する項目に基づいている。なお、廃木材・建築廃材については、本商品類型の対象となる製品では使用されることがなく、対象外としてもよいのではないかとの意見があったが、これらを利用した製品が実際に製造、あるいは検討されていることが指摘された。更に、建築廃棄物リサイクル法の施行に伴い大量に発生している建築廃材の有効利用を促す必要があることから、廃木材・建築廃材を原料とする木製品も対象とした。また、プラスチック製品については、透明性が必要であるフィルム類での再生プラスチック高配合が困難であることから、OHPフィルム類に限って、再生プラスチック重量割合を30%とした。

「A.紙を主材料とする製品」の基準については、「紙製の事務用品」に加え、No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」をベースとして、これらの基準制定後の社会的変化などを踏まえた議論の上、策定した。

(2) については、消費者から古紙パルプ配合率のより高い製品が求められているとの意見が挙げられ、製品全体に対する古紙パルプの配合率、および紙における古紙パルプ配合率について、「紙製の事務用品」における「ノート」及び「けい紙・起案用紙」の古紙配合率に合わせて70%以上に引き上げることとした。ただし、プラスチック素材によるポケットを持ったアルバムや、高い古紙配合によって風合いが損なわれてしまうと考えられる慶弔用品については、Version1.0と同様、古紙パルプ配合率50%以上とした。

板紙、段ボールにおける古紙パルプ配合率については「紙製の事務用品」における認定基準に準じ、それぞれ90%、100%とした。ただし古紙パルプの配合が不可能なグラシン紙などについては、古紙パルプ配合率を適用しない。また、Version1.0では、板紙・段ボール以外の紙材料に古紙配合率70%以上を適用していたが、Version2.0においては、製品全体重量での古紙パルプ配合率を引上げたこと、紙以外の再生材料のカウント方法とのバランスを考える必要があることから、板紙・段ボール以外の紙材料の古紙パルプ配合率はあえて設定しないこととした。包装紙、包装袋、封筒においては製品機能上、強度が要求されることから、古紙パルプ配合率の引き上げは強度を補う目的での紙力増強剤の使用や坪量の増加を招き、環境負荷の低減には繋がらない恐れがあるとの意見が挙げられた。そこで強度の必要性の特に高い包装袋についてはNo.113「包装用の用紙Version 1.0」の基準を据え置き、古紙パルプ配合率30%以上とし、比較的強度の必要性が低い包装紙については古紙パルプ配合率40%以上に引き上げることとした。

封筒については、エコマーク認定商品の大部分が配合率70%以上であることから、更に高い

配合率の設定が可能とされたものの、No.113「包装用の用紙Version 1.0」における40%以上という基準を一気に70%まで引き上げることは適当ではないとの判断から、古紙パルプ配合率50%以上を基準とすることで検討が行われた。しかしながら、10%の引き上げについては、エコマーク類型・基準制定委員会で議論され、最終的には、封筒における古紙パルプ配合率について、制定より1年以内に関連するデータの収集を行い、再度検討することとに決定した。それまでは現行の40%以上を適用することとし、再検討結果によっては、古紙パルプ配合率の変更やエコマーク対象としての封筒を廃止する可能性などもあることが確認された。

今回の見直しにおいて、配合率の算出方法を古紙配合率から古紙パルプ配合率に変更したことにより、数値が同じ配合率であっても実質的には約5%の古紙の増配になる。また、包装袋の取っ手や封筒の窓部については、紙材料に含まない。

なお、包装用紙のうち晒製品において古紙パルプ配合率の高い製品が多い（古紙パルプ配合率70%以上の製品が晒で約8.7%、未晒で0.6%）ことを考慮し、晒製品についてのみ基準を引き上げ、未晒製品については基準を据え置くという案も検討されたが、晒製品、未晒製品という区分が消費者には分かりづらいとの意見があり、採用されなかった。

(3) については、文具には複数の種類の素材を組み合わせて使用することが多く、本類型の対象となる製品の範囲、および基準の適用範囲を明確にする必要がある。ここでは、紙材、木材、プラスチック材のどれか一つが製品全重量の70%以上を占めるものについては、該当する素材の素材別認定基準を適用することとした。また、各素材単独では製品全重量の70%未満であっても、製品の原料となる古紙パルプ、間伐材・小径材、廃木材、建築解体木材、低位利用木材、および再生プラスチックの重量合計が70%以上となる製品も認定の対象とした。この場合は、各素材の使用部分について該当する素材別認定基準（再生材などの配合率に関する項目を除く）を適用することとした。

シャープペンシルの芯やのりなど、使用によって消耗すると考えられる部分（場合によっては交換可能）については、基準項目を設けたことから、製品重量のカウント対象から除くこととした。この場合、修正テープやテープのりについては、使用によって消耗する部分とは別に、本体に剥離基材が残留するので、この剥離基材は消耗部分にカウントすべきではなく、本体重量に含めるべきとの意見があった。しかし、現時点では、技術面において、剥離基材に再生材料を使用することができないので、剥離基材を本体重量に含めると短巻の方が再生材料のカウント上、有利となる。長巻の方が長期間が使用できるにもかかわらず、再生材料のカウント上、不利になるべきではないことから、本体に残留する修正テープやテープのりの剥離基材も消耗部分として、製品重量のカウント対象から除くこととした。

なお、とじこみ用品のとじ具については、強度の関係から金属やヴァージン材料を使用せざるおえないが、No.112「紙製の事務用品」の制定時において、紙ファイルなどの古紙重量カウントに不利にならないよう、製品重量のカウント対象から除かれていた。本基準でもこれを継承し、木材、プラスチック材の場合でも不公平がないように、どの材料を使用した場合においても、製品重量には含めないこととした。

(4) については、古紙以外の紙材の原料、あるいは廃木材・間伐材・小径材以外の木材の原料について、持続可能な管理をされた森林から生産される木材を使用するべきであり、原料の由来を明確にする観点からも基準を策定する項目として選定する必要があるとの意見が挙げられた。

しかし、現在のところ、エコマークの基準として盛り込める形での、持続可能な管理のされた森林の基準、認証制度に関する国内的、国際的合意調整はまだ得られておらず、文具や紙製品として持続可能な管理のされた森林由来の木材の基準を環境ラベルに導入しているのが

Nordic Swan（北欧）の包装用紙及びStichting Milieukeur（オランダ）のオフィス用紙のみで国際的にも導入があまり進んでないこと、日本における認証制度のあり方が定まってないこと、エコマークの用紙類の商品類型（No. 106「情報用紙」、No.107「印刷用紙」、No.108「衛生用紙」）の認定基準検討の際も導入が見送られたことなどの理由により、導入は時期尚早との結論に到った。

ただし、持続可能な管理のされた森林から生産される木材をパルプの原料や文具用木材とすることについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つとすることを「１．環境的背景」で述べることとし、現時点では基準を策定する項目としては選定されなかった。なお、各委員からは、引き続き検討を行うべきとの意見が出された。

(5) については、特にプラスチックについて、たとえ再生材料であっても資源消費量の削減を促すような基準項目を設けるべきとする意見があげられた。しかし、基準として設定するのは難しいことから基準を策定する項目として選定されなかった。

◇ A‐4（生態系への影響）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 森林伐採における生態系の保護

本項目については、A‐1(4)項において一括して検討されたので省略する。

B　製造段階

◇ B‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 紙の塗工について

(1) については、表面塗工された紙は、印刷適性など紙の品質を向上することができるなどの優れた点がある一方、その古紙をパルプにする際、塗工材料が製紙スラッジと呼ばれる廃棄物になるため、塗工量の削減が廃棄物削減の観点から重要である。Version1.0では塗工量を両面30g/m^{2}以下としていたが、本商品類型においては、No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」の認定基準との整合をとる必要があること、包装紙では大半が片面印刷であり、片面への塗工量を制限することは重要であることから、両面の塗工量の基準に加え、片面の最大塗工量についても併せて基準を設けることとした。

なお、白色顔料を内填しているものについては、非塗工用紙として扱うものとする。

◇ B‐2（地球温暖化影響物質の排出）

(1) 製造段階における省エネルギ、二酸化炭素排出量について

上記項目のうち省エネルギについては、「紙製の事務用品」においては基準項目とはならなかったが検討がなされ、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」においては「製造にあたって省エネルギ化の努力がなされていること」という基準項目が設けられている。更に、一部海外環境ラベルでは、製造段階におけるエネルギ消費量や二酸化炭素排出量の削減が基準項目とされていることから本商品類型においても基準策定を求める意見があった。

しかし、製造事業者においては、コスト削減の一環としてエネルギ消費量の削減に以前から取り組んでおり、二酸化炭素排出量に関しては日本が気候変動枠組み条約に批准したことを契機として削減の取り組みを始めている。また、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」のような定性的基準は実効性に乏しい一方で、エネルギ消費量、二酸化炭素排出量の考え方や算出方法が確立していないために定量的な基準を設けることは難しい。以上の理由から、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

◇ B‐5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染については、適切な管理がなされていること

Version1.0、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において、製紙造工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断されており、本類型においても同様の検討により基準を策定する項目として選定された。

◇ B‐6（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 排水については、適切な管理がなされていること

(2) については、Version1.0、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において、製造工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断されており、本類型においても同様の検討により基準を策定する項目として選定された。

◇ B‐7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 産業廃棄物の不法投棄による景観破壊について

(1) については廃棄物の処理及び清掃に関する法律において産業廃棄物の適正処理が規定されていること、製造事業者においてコントロールが難しいことから基準を策定する項目として選定されなかった。

◇ B‐8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 有害物質について (2) 紙の白色度について (3) 印刷インキについて (4) アゾ着色剤について (5) 紙の製造における塩素ガス漂白について (6) 紙の製造における脱墨剤、スライムコントロール剤の使用について

(1) については、Version1.0、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において、製造工場が立地する地域の協定、

条例、法律等を遵守することが基準として盛り込まれている。更に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」(以下、PRTR法)が施行され化学物質の排出等の報告に関する法整備がなされたこと、用紙類の商品類型（No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」）においてPRTR 法に基づく報告レベルの基準が制定されたことなどの理由により、本商品類型においてもPRTR 法を活用した基準項目を設け、使用量の削減を促すこととなった。具体的には製品の製造工程全般において法律で報告義務を定めた規定量以上使用している場合には報告することとした。

(2) については、Version 1.0においては白い紙の製造に伴う環境負荷を削減するために代替指標として白色度を取り入れた。No.112「文具・事務用品」の検討においては、古紙パルプを配合した紙の白色度は、白色度の高い紙の配合量に依存しており、規制を外しても現状と同程度の白色度が維持されるという意見が挙げられた。また、本商品類型対象製品のうち「画用紙類」、「慶弔袋及び金封」、「かけ紙及びのし袋」、「書道用紙」などは、製品の機能上、白さが要求されるため、白色度を基準項目としても適用対象となるのはノート類などに限られてしまう。しかし、ノート類については環境教育の観点から白色度の規制が重要であるという意見が挙げられたこと、およびNo.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」など、他のエコマーク商品類型との整合をとる必要があることを考慮し、非塗工の紙および板紙を使用している白色のノート類に対し、引き続き白色度を基準項目として適用することとした。ただし、ここで言う白色度は、ノート類の中紙に適用するものである。

基準としては、70%程度以下とし、製紙工程管理上の許容誤差を、±3%の幅で認めることとした。

(3) については、エコマークでは商品類型No.120「紙製の印刷物」において紙に印刷を施した製品が取り上げられている。No.120「紙製の印刷物」では、印刷インキについて、商品類型No.102「印刷インキ」の対象となるインキについては当該認定基準、それ以外のインキについてはNo.102「印刷インキ」の4-1(1)〜(7)および4-2(10)をを満足することを基準項目としている。本商品類型において、紙製の印刷物で取り扱われないような高度な印刷が必要になることは考えにくいことから、No.120「紙製の印刷物」と同様、No.102「印刷インキ」の基準を満足することを基準項目とすることとした。

(4) については、D-8(2)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(5) については、現在の製紙工程では塩素ガス漂白から塩素系化合物の使用を含む酸素漂白に切り替わりダイオキシン対策は進んでいるが、海外の環境ラベルでも基準項目として選定されていること、製紙業界の取り組みにより2004 年度末を目途にECF（非塩素漂白）化が進められていること、No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」など、用紙類の商品類型と整合をとる必要があることから、基準を策定する項目として選定された。ただし、本商品類型の対象製品の原紙の製造メーカーには小規模でECF化の取組が遅れている事業者もあることから、適用を1年間猶予することとした。

(6) については、No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」において検討がなされたが、使用量などについて定量的な基準を設けることは難しく、PRTR法に基づく化学物質排出などの説明資料の提出によって化学物質全体の使用量削減に向けたインセンティブとすることとされた。本商品類型においても(1)に述べたPRTR法に基づく指定化学物質の使用報告によることが確認された。

◇ B−9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製紙工程における排水の循環利用について

(1) については水資源の有効活用という観点から排水の循環利用の促進が提案されたが、製紙業界はその性質上大量の水を使用するため水資源の有効活用に長年取り組んでおり、対策は十分に進んでいることから、基準を策定する項目として選定されなかった。

C 流通段階

◇ C‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再使用または再生利用可能な梱包形態（単一素材、易分解性）

(1) については、Version1.0、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2.0」において省資源、リサイクルの容易性に配慮することは環境負荷低減のために重要であると判断され、基準項目として選定されており、No.112「文具・事務用品」においても引き続き基準を策定する項目として選定された。

◇ C‐2（地球温暖化影響物質の排出）

(1) 輸送段階におけるエネルギ消費量、環境負荷削減について

Version1.0においては二酸化炭素の排出が少ない方法による代替の流通手段を基準とすることは難しいとして、基準を策定する項目として選定されなかった。本商品類型の検討においてはクリーンエネルギなどを利用した自動車による輸送の実施によりエネルギー消費量や環境負荷の削減を図りたいとの意見が挙げられた。

しかしながら、クリーンエネルギの定義がエコマークにおいてなされていないこと、基準とするには定量化が必要であるが、一般的な定量化手法であるLCA（ライフサイクルアセスメント）におけるインベントリ分析では、多くの仮定を設けるために正確な予測が難しいこと、本商品類型以外の商品類型にも関わる問題であるのでエコマーク全体として導入の検討が必要であること、メーカーは包装や荷造りへの配慮、モーダルシフト、共同配送などを実施しており環境負荷削減への配慮は十分していることなどの理由により、本項目は基準を策定する項目としては採用されなかった。

ただし、本項目は、トラック輸送による排気ガスなどが問題となっている状況において重要な意味を持つことから、配慮事項とすることとした。

◇ C‐5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)輸送段階における環境負荷の削減

(1) については、C-2(1)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

◇ C‐7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再使用または再生利用可能な梱包形態（単一素材、易分解性） (2) 焼却処理時の負荷について

(1) については、C-1(1)項において一括して検討されたので省略する。

(2) については、容器包装リサイクル法により、紙やプラスチック製の包装に対しリサイクルが義務づけられているものの、現実には一般廃棄物として排出され、焼却処理されることも多いと考えられる。従って、焼却処理時の負荷低減に配慮されていることは重要であり、基準を策定する項目として選定された。

◇ C‐8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) プラスチック製の包装材におけるハロゲン系樹脂、有機ハロゲン化合物の使用について

(1) については、廃棄における有害物質削減の観点から基準を策定する項目として選定された。

D　使用・消費段階

◇ D‐7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1)長期使用性について考慮されていること

(1) については、廃棄物削減の上で製品の長期使用が考慮されていることが重要である。本商品類型対象製品にはボールペンにおけるインキ、シャープペンシルにおけるしん、ステープラにおける針など消耗部分を有する製品が多い。このような消耗部分を再充填可能とし、それを使用者に知らせることによって製品の長期使用が可能となることから、本項目は基準を策定する項目として選定された。

なお、消耗部分の充填、交換以外の方法による製品の長期使用については、一定の基準を設けることは難しく、基準を策定する項目とはしなかった。

◇ D‐8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 印刷インキについて (2) アゾ着色剤について (3) 製紙における塩素ガス漂白について (4) 糊・粘着剤について (5) インキなど消耗部分、および粘着剤における有害物質について (6) インキなど消耗部分における有機溶剤について (7) プラスチック材料に含まれる有害物質について

(1) については、B‐8(3)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(2) については、本商品類型において使用される可能性があり、用紙類の商品類型(No.106「情報用紙Version2.0」、No.107「印刷用紙Version2.0」、No.108「衛生用紙Version2.0」)においても基準項目となっていることから検討がなされた。基準化にあたっては、エコマークの他の商品類型認定基準との整合を考慮して、別表2 のアミンを生成するアゾ着色剤について規制を設

けることとした。本基準項目が依拠するドイツ日用品規則では、「試料1kg 当たり30mg を超えるアミンの検出」をもって「アミンの生成」の判断基準としており、本基準項目もこれに従うものとした。なお、ここで言うアゾ着色剤とは、製紙工程で使用する着色剤のことをさす。

(3) については、B-8(5) において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(4) については、海外環境ラベルの基準において詳細な禁止化学物質が規定されていることから検討の対象とされた。具体的な検討については、以下B－8(5)項において、一括して議論がなされた。また、水溶性・水分散型粘着剤については、古紙リサイクルに関する事項であることから、F－7(2)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(5) については、ボールペンのインキなどでクロムなどの重金属が使用されており、本商品類型の対象製品は児童による使用も多いことから検討された。万年筆や水性マーキングペンなどのインキ、鉛筆、色鉛筆、シャープペンシルなどのしん、絵の具などに対しては、誤飲による人体への影響を考慮し、JISにおいてEN71-3（英国規格 ”Safety of Toys”）に基づく有害物質の規定があることから、JISによる規定の無いボールペンのインキ、紙めくりクリーム、修正テープ、墨汁、粘着テープ・ラベルにおける粘着剤なども含め、これを適用することとした。

(6) については、有機溶剤による人体への影響を考慮し、JIS S 6037「マーキングペン」においてインキへの使用禁止となっている有機溶剤を、修正液や消耗部分としてインキを含む製品全般などにおいても使用禁止とすることとした。

(7) については、これまで No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において、環境庁告示第 46 号、88／378／EEC EN71－3、厚生省告示第 370 号のうち、どれか一つについて基準値を満足することとしてきた。本項目については、本商品類型「文具・事務用品」へ移行するにあたって、消耗部分や粘着剤と同様に、誤飲による人体への影響を考慮することとして、今後は 88／378／EEC EN71－3 で定める基準値を用いる方向で、一本化を図ることとする。（なお、現段階では、本項目については、本商品類型において新たにエコマーク取得を行う場合のみ、適用する。）

◇ D－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 紙材への蛍光増白剤の使用について

(1) については、「紙製の事務用品」において蛍光増白剤は製品の機能上、不必要な薬品であるとの見解をエコマークとして示したが、使用を認めないことは古紙利用促進の妨げになると判断し、過剰な使用をしないことを基準項目としていた。本商品類型の認定基準検討においては、発がん性などの有害性を有する化学物質は使用されておらず、「紙製の事務用品」以上の厳しい規制は不要であるとの意見があったが、用紙類の商品類型No106「情報用紙」、No107「印刷用紙」において必要最小限の添加にとどめることとしており、本商品類型はこれに準じることとした。本基準項目は、事業者が自主的に使用量を抑制することを期待した報告レベルの基準項目である。

E　廃棄段階

◇ E－4（生態系への影響）

(1) プラスチック材への生分解性プラスチックの使用について

(1) については、グリーン購入法において窓付き封筒の窓部分のプラスチックとして再生材料を使用したものの他に、植物を原材料とするプラスチックが判断の基準に入れられたことから検討がなされた。しかし、エコマークとして生分解性能を評価対象としていないこと、生分解性プラスチックの混入がリサイクル材の品質の大幅な低下に繋がること、生分解性プラスチックが原則として使い捨てであること、大量に廃棄された場合の生態系への影響について、研究がほとんどなく明確になっていないこと、有機物を原料とすることが環境負荷の低減に繋がるとは言えないことなどから本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

◇ E－7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 素材別分別について (2) 生分解性プラスチックの使用について

(1) については、本商品類型の対象製品は複数の素材を組み合わせて製造されているものが多く、使用済み製品の適正廃棄、リサイクルを促進する上で、素材別の分別が可能であることが重要であることから、基準を策定する項目として選定された。

(2) については、E-4(1)項において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

◇ E－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 印刷インキについて (2) アゾ着色剤について (3) 紙材における塩素ガス漂白について (4) プラスチック材におけるハロゲン系樹脂などの使用について

(1) については、B-8(3)項 において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(2) については、D-8(2)項 において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(3) については、B-8(5)項 において一括して議論がなされ同じ内容であるので省略する。

(4) については、本商品類型の対象となる製品はNo.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において、「廃棄時に一般廃棄物になる商品」の中の「文房具」、「機能性事務用品」にあたり、塩化ビニルなどハロゲン系樹脂を使用した製品は、不適切な焼却によりダイオキシンの発生原因となる可能性があるとして、認定の対象外とされている。本商品類型においても、これに準じ、プラスチック材料がハロゲン系元素で構成される樹脂や有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加しないこととした。

◇ E－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 廃棄、解体、分別方法の表示について (2) 複合材の使用について

(1) については、製品廃棄時の適正な分離・分別を可能とするため、解体方法などの表示が必要との意見があった。しかし、解体が困難な製品、解体方法などの表示スペースが確保できな

い製品などもあり、表示の義務化は困難であるとして本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2) については、F-7(1)項において検討がなされているので省略する。

F　リサイクル段階

◇ F‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 回収、リサイクルのシステムについて

(1) については、製品の回収、リサイクルのシステムを整備することによって、資源消費などの環境負荷の削減が期待されることから検討がなされた。しかし、現状において、文具の回収は端緒についたばかりであり、回収システムの整備を基準とすることは時期尚早であるとして、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

◇ F‐7（廃棄物の発生･処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) リサイクルの容易性について (2) 粘着ラベルのリサイクル対応について

(1) については、Version1.0では古紙のリサイクルを促進するため、その阻害要因となる（財）古紙再生促進センターの規定する禁忌品を使用しないことを求めており、本商品類型における紙材に対する認定基準にも、これを採用することとした。ただし、ファイルなど長期保存を目的としたとじ込み用品の表面加工に限っては認めることとした。ここで長期保存とは、公的機関における書類の保存期間である10年間を目安としている。

プラスチックに関しては、素材としてリサイクル性に優れているものの、現状では回収システムが未整備である。さらに、文具においては性能や品質上の要求から複数種類のプラスチックの使用が不可欠であるが、スペースの問題から材質表示がなされず適切な分別、リサイクルが困難な場合がある。このため、No.118「再生プラスチックを使用したプラスチック製品」に規定されている材質表示の基準項目は本商品類型でもそのまま採用するが、リサイクルの容易性に関する基準項目は設けないこととした。

(2) については、粘着ラベルに使用される有機溶剤型の粘着剤や樹脂加工された剥離紙は、それらの貼付された紙のリサイクルを阻害する要因となることから、リサイクル対応型の粘着剤（全離解型）および剥離紙の使用を基準項目とすることが検討された。しかし、これらの粘着剤の水溶性能などを評価する試験方法については、まだ標準化されたものがなく、正しく評価することが困難である。また、処理の難易は製紙メーカの設備に依存する。なお、全離解型粘着剤については、タックラベル等で実用化されているが、付箋紙・両面テープ・製本テープ等での実績が無い。したがって、現時点では、Version1.0と同様に、水溶性または水分散性の粘着剤を使用し、古紙リサイクルの阻害にならないことを基準項目とした。今後、古紙リサイクルにおける粘着剤の水溶性能評価が標準化された時点で、具体的な性能を基準項目化することとし、現時点では、全離解型粘着剤*、水分散性粘着剤など、水に溶解するものであれば良いこととした。なお、ここで言う水に溶解するとは、離解過程で水（またはアルカリ水溶液）に分散することである。

また、剥離紙については、ポリエチレンのラミネート紙の代わりに、クレコート紙やグラシン紙を基材に使用した古紙リサイクルが可能な「リサイクル対応型剥離紙*」を採用した。しかし、リサイクル対応型剥離紙においては、現状、古紙の利用が困難であることから、古紙の利用促進の面より、リサイクルには不向きではあるが古紙や再生プラスチックを利用した剥離紙（剥離基材）も採用することとした。

*）全離解型粘着剤／リサイクル対応型剥離紙
参考：「リサイクル対応型紙製商品のご紹介（リサイクル対応型シール・リサイクル対応型剥離紙）」パンフレット（財団法人古紙再生促進センター／社団法人日本印刷産業連合会）

付属証明書

エコマーク商品類型
No.１１２
Version1.0

申込ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜付属証明書の作成方法＞

１．申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。

２．「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。

３．各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。

４．「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

５．付属証明書の作成は、＜共通基準＞、製品に使用する材料の該当するA～Dの区分毎の＜材料に関する基準＞、＜消耗部品に関する基準＞、＜粘着部分に関する基準＞＜品質に関する基準＞の項目です。申込製品にあてはまる付属証明書を選択して下さい。ただし、この表紙は必須です。

項目	添付証明書	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無（予定）	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他（　　　　　　　） □なし（表示する場合は表示設計図の提出が必須です） （該当する事項をチェックして下さい。ある場合は、以下の表示予定設計図をご提出ください。）	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 （該当する事項をチェックして下さい）	他社開発製品の場合、申込承諾書（記入例1）	申込承諾者
本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） （ブランド名以外変更がなければ、以下の項目	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込	

	の証明は不要です）	製品の型式との対応表 変更点についての認定基準に対する証明書（変更がある場合）	
項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
対象	別表１　文具の対象表での商品項目名称 （　　　　　　　　　　　　　　　　）　例.万年筆		
該当する基準項目	＜材料に関する基準＞ □A.紙　□B.プラスチック　□C.木材 □D.A とBとCの複合材 （白墨・色白墨・グラウンド用白線） （該当する事項をチェックして下さい）	4-1-2 の材料に関する各Ａ～Ｄの基準項目への適合を示す証明書	下記記載のとおり
	＜消耗部品に関する基準＞ 別表１　文具の対象表における消耗部分の対象部位の指定有無 □指定がある／□指定がない （該当する事項をチェックして下さい） 指定がある場合は、右の添付証明書が必要です。	4-1－3 の消耗部品に関する基準項目への適合を示す証明書	下記記載のとおり
	＜粘着部分に関する基準＞ 粘着部分の使用有無 □使用がある／□使用がない （該当する事項をチェックして下さい） 使用がある場合は、右の添付証明書が必要です。	4-1－4 の粘着部分に関する基準項目への適合を示す証明書	下記記載のとおり

４－１－１.＜共通基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-1.(1)環境法規		証明書（記入例２）	最終製品製造工場長

4-1-1.(１) PRTR 第一種指定化学物質の規定量以上の使用	工場での第一種指定化学物質の使用有無 □使用あり／□使用なし 法律で定めた第一種指定化学物質の規定量以上の使用有無 □使用あり／□使用なし 工場への PRTR 法の適用有無 □適用あり／□適用なし （該当する事項をチェックして下さい） **全て「あり」の場合は、右の添付証明書が必要です。**	証明書（記入例３） **＊国等に報告している届出書類の写しでも可**	最終製品製造工場長
4-1-1.(2)異種材料間の分離		異種材料間の分離・分別方法に関する説明書（図解など）（手帳の場合は商品サンプルを提出）	申込者
4-1-1.(3)製品の包装材	包装材の材質： 包装方法： ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として □添加なし／□添加あり **(該当する事項をチェックして下さい)**		
4-1-1.(3) 製品のプラスチック材料	ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として □添加なし／□添加あり **(該当する事項をチェックして下さい)**		

４－１－２.＜材料に関する基準＞

A.紙を主材料とする製品

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-2.(4)(5)(6)(8)(9)(10)用紙の古紙パルプ配合率など		証明書（記入例４）（用紙毎）	製紙事業者
4-1-2.(４)基準配合率		記入表A	申込者

<table>
<tr><td rowspan="6">4-1-2.(7)紙材料への印刷インキ</td><td colspan="2">使用しているインキがエコマーク認定インキである場合は、以下に正式な認定ブランド名と認定番号を記載してください。エコマーク認定インキでない場合は、右の添付証明書が必要です。</td><td rowspan="6">エコマーク商品類型No.102「印刷インキVersion2.０」の認定基準 4-1(1)~(7)および 4-2(10)に適合することを示す証明書
＊詳しい認定基準は、以下のアドレスにてご確認ください。
http://www.ecomark.jp/nintei.html</td><td rowspan="6">インキ製造事業者など</td></tr>
<tr><td>エコマーク認定ブランド名</td><td>エコマーク認定番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4-1-2.（11)紙材料の禁忌品の有無</td><td colspan="2">禁忌品の使用有無
□ある／□ない
（該当する事項をチェックして下さい）
とじこみ用品において、禁忌品の使用がある　場合は、右の添付証明書が必要です。</td><td>１０年間の耐久試験結果など</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td colspan="2">表面加工の有無
□ある／□ない
（該当する事項をチェックして下さい）
ある場合は、右の添付証明書が必要です。</td><td>加工剤の原料名、加工剤が水溶性であるかの証明書</td><td>申込者</td></tr>
</table>

B.木を主材料とする製品

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-2.(12)(14) 製品全体における 材料使用比率・ 原料名・処方構成成分		記入表Ｂ１	申込者
		記入表Ｂ２：原料事業者一覧表 （原料事業者が１０社以上の場合）	申込者
		原料取引上位１０社による原料証明書 （記入例５）	原料事業者
4-1-2.(1３)建築解体木材の使用	建築解体木材の使用有無 □ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） **建築解体木材の使用がある場合は、右の添付証明書が必要です。**	土壌汚染対策法施行規則に基づく六価クロム・ヒ素の試験結果	第三者試験機関または公的機関
4-1-2.(1５)木材保存剤	木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤、木材防カビ剤の使用有無 □ある／□ない **（該当する事項をチェックして下さい）**		
4-1-2.(1６)トルエン、キシレン	トルエン、キシレンの添加有無 □ある／□ない 添加がある場合は右の添付証明書が必要です。	ＪＩＳA１９０１の測定方法による試験結果	申込者または第三者試験機関
4-1-2.(1７)塗料の化学物質	塗料の使用有無 □ある／□ない 使用がある場合は、右の添付証明書が必要です。ただし、エコマーク認定塗料（Ｖｅｒｓｉｏｎ1.0）を使用の場合は、以下にエコマーク認定ブランド名と認定番号を記載してください。 認定ブランド名 （　　　　　　　　　　） 認定番号 （　　　　　　　　　　） **（該当する事項をチェックして下さい）**	該当物質の使用量記載リスト （記入例６）	塗料製造事業者など

4-1-2.(１８)ホルムアルデヒド放散量	塗料の使用有無 □ある／□ない 接着剤の使用有無 □ある／□ない (該当する事項をチェックして下さい) 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	JIS A 1460・1901、該当のJASなどに指定される測定方法による試験結果またはＦ☆☆☆☆等級、JASにより非ホルムアルデヒド系の接着剤の使用の表示を認められたことあるいは規制対象外であることの証明書あるいはその写し	申込者または第三者試験機関など

C.プラスチックを主材料とする製品

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-2.(19)製品の製造工程の概略		記入表 C1	申込者
4-1-2.(19)製品全体の材料使用比率・原料		記入表 C2	申込者
		証明書（記入例７）	再生材料回収事業者
4-1-2.(20)(22)代替フロン、残留性有機化学物質		証明書（記入例８）	最終製品製造工場長
4-1-2.(21)重金属等の有害化学物質など		製品（プラスチック部）の重金属試験結果（カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素・総水銀・セレン） ＊ＥＮ７１－３の試験方法など ＊回収されたプラスチックに既に添加されている物質が特定できる場合には、回収される前のバージン材料まで遡った原材料供給者以降の証明（記入例９）でも可	申込者または第三者試験機関など
4-1-2.(23)合成樹脂の種類表示、適正な処理・処分方法の表示		具体的な表記方法、及び材質表示を示す写真または表示設計図（原稿可）	申込者

D.古紙、間伐材・小径材・廃木材・建築解体木材および低位利用木材、再生プラスチックを製品全重量の７０％以上した製品

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-2.(24)製品全体の材料使用比率・原料		記入表Ｄ	申込者

		4-1-2 の材料に関する各Ａ～Ｃの基準項目への適合を示す証明書	上記記載のとおり
4-1-2.(25) **白墨・色白墨**		廃棄された卵の殻の配合率６０％以上であることの証明	原料事業者および申込者
4-1-2.(25) **グラウンド用白線**		廃棄された卵の殻の配合率 70%以上であることの証明およびグラウンドで使用する製品であることが記載された包装袋の写真などを提出すること。	原料事業者および申込者

４－１－３.＜消耗部分に関する基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
該当する基準項目	別表１　文具の対象表における該当する消耗 部分の基準項目 □（2６）　□（２７）　□（28） **（該当する事項をチェックして下さい）**		
4-1-3.(26)再充填・詰替え可能な設計	消耗部分の再充填、詰替え □可能である／□可能ではない 可能な場合は、右の添付証明書が必要です。	製品・包装などに再充填・詰替え可能であることが記載されている表示設計図　（原稿可）	申込者
4-1-3.(27)**重金属等の有害化学物質など**		消耗部品の重金属試験結果 **（アンチモン・ヒ素・バリウム・カドミウム・クロム・鉛・水銀・セレン）**	申込者または第三者試験機関など
4-1-3.(28)有機溶剤	有機溶剤の使用有無 □使用がある／□使用がない **（該当する事項をチェックして下さい）** 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	証明書（記入例 10）	最終製品製造工場長

４－１－４.＜粘着部分に関する基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
該当する基準項目	別表１　文具の対象表における該当する粘着 部分の基準項目 □（29）　□（30）　□（31） **（該当する事項をチェックして下さい）**		
4-1-4.(29)粘着剤	粘着剤の使用有無 □使用がある／□使用がない □基材が紙ではない **（該当する事項をチェックして下さい）** 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	**粘着剤のタイプおよび、水溶性または水分散型の粘着剤であり、古紙リサイクルの阻害にならないことの説明**	申込者

4-1-4.(30)**重金属等の有害化学物質など**	粘着剤の使用有無 □使用がある／□使用がない **（該当する事項をチェックして下さい）** 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	粘着剤の重金属試験結果 **（アンチモン・ヒ素・バリウム・カドミウム・クロム・鉛・水銀・セレン）**	申込者または第三者試験機関など
4-1-4.(31)剥離紙	剥離紙の使用有無 □使用がある／□使用がない **（該当する事項をチェックして下さい）** 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	<選択肢ａ> リサイクル対応型剥離紙であることの説明	製紙事業者または最終製品製造工場長
		<選択肢ｂ> 古紙パルプ配合率７０％以上であることの証明	製紙事業者
		<選択肢ｃ> 再生プラスチック配合率７０％以上であることの証明	再生プラスチック回収事業者および申込者

４－２.＜品質に関する基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-2.(32)製品の品質	JIS などの該当する品質規格が □ある（名称：　　　　　　） □ない（自社規格） （該当する事項をチェックして下さい）	該当する品質規格に適合していることの証明書	申込者または第三者試験機関など
		該当する品質規格がない場合、自社規格に適合していることの証明書（記入例１1）	申込者など

記 入 例 1-112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

〇　〇株式会社
〇　〇　〇　〇
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込承諾者

申込承諾書

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　））を、（申込企業）がブランド名（　　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

記入例 2－112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

環境法規遵守証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定

（水質汚濁防止法～振動規制法）工場が該当する法律名を記載すること

（○○県○○環境保全条例・○○市公害防止協定）工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

<u>発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。</u>
<u>本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。</u>

記 入 例 3 - 112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

PRTR 法に基づく化学物質の排出量・移動量の報告

弊社は、「特定化学物質別の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に定める第一種指定化学物質のうち、下表の物質について、報告義務を定めた規定量以上使用しているため、その排出量および移動量を下記に報告します。

記

単位： ｔ /年

政令番号（物質番号）	CAS No.	物　質　名	大気への排出	公共水域への排出	土壌への排出	排出量の合計	移動量合計
合計							

以上

発行者が工場長もしくは工場長の役職にあたるもしくは兼務していることを必ず明記してください。

記 入 例４－112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、製紙事業者

紙質証明書

紙材料の商品ブランド名	
紙の種類 ＊段ボールの使用はとじこみ用品以外は認められません	□紙／□板紙／□段ボール （該当する事項をチェックして下さい）
古紙パルプ配合率	%
塗工量（両面合計値） (塗工がない場合、0g/㎡と記入)	g/㎡
片面の塗工量（最大値）	g/㎡
白　色　度 (白色のノート類に使用される場合のみ)	% □ハンター方式／□ＩＳＯ白色度 （該当する事項をチェックして下さい）
蛍光増白剤使用量 (製造時の用水、または紙に対して) ＊帳簿類に使用される場合は、認められません	□使用なし／□あり （該当する事項をチェックして下さい） 使用ありの場合、使用量を報告 (　　　・単位)
塩　素　ガ　ス	使用なし／あり
別表1のアミンの１つ以上を生成する可能性があるアゾ着色剤 (製品1kg当たりの使用量)	使用なし／あり ①使用ありの場合、使用量を報告 (　　㎎／kg) ②30㎎／kgを超える使用量の場合、計算上、すべての可能性において、別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30㎎を超えて検出されないことを示す説明資料を提出 ③ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により、別表1のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30㎎を超えて検出されないことを示す証明書を提出

＊上記の数値は、具体的数値をご記載ください。

記 入 例 5(間伐材) –112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材として、以下に記載した内容の間伐材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。また、対象となる林分の写真を添付します。

原 産 地	例：国、県、市町村
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年	
間 伐 率	例：20% 300 本/1500 本　（1ha あたり）
何回目の間伐かなどの情報	例：１回目の間伐：1980 年 間伐率は 30%　500 本/2000 本（1ha あたり） 2 回目の間伐：2004 年
末 口 径*	平均的な分布　　　　cm～　　　　cm

＊印　参考情報として記載すること。
間伐率（%）：(1ha あたりの間伐した本数／1ha あたりの植栽本数)×100

以上

記 入 例 5(廃木材) –112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材、植物繊維として以下に記載の廃木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	廃木材の原料詳細	配合割合
廃木材	□使用済み木材 再生原料内容：(　　　　　　　　　　　　　　) 例　梱包材	%
	□木材加工工場などから発生する残材 □合板・製材工場などから発生する端材 □製紙未利用低質チップ □その他（　　　　　　　　　　　　　　）	%
	□剪定枝	%
	□樹皮	%
	□その他（　　　　　　　　　　　　　　）	%
	合計	１００%

「剪定枝」、「樹皮」、「その他」の場合、発生過程や樹種などの詳しい説明
（別紙による説明可）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例5(建設発生木材) –112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材として以下に記載の建築発生木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

建築発生木材	建築発生木材の原料詳細
	□建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）
	□新築・増築工事に発生した木材および木質材料
	□修繕模様替え時に発生した木材および木質材料
	□その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料

発生過程や樹種などの詳しい説明（別紙による説明可）

建築解体木材の場合には、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用していることについての別紙で説明を提示してください（分別・排除の方法を記した作業マニュアル、工程フローなど)。

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 5(低位利用木材-1/3) –112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材、植物繊維として以下に記載の低位利用木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。「環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹」を使用の場合は、竹林の周辺の写真または地図を添付します。

	低利利用木材の原料種類	配合割合
低位利用木材	□林地残材	%
	□かん木	%
	□木の根	%
	□病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材	%
	□曲がり材	%
	□小径材	%
	□環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹	%
	□その他	%
	合計	１００%

記 入 例 5(低位利用木材-2/3) –112

【原料の詳細】（竹以外）

森林の種類	□天然生林　□人工林
持続可能な管理がされている森林*1)	第三者認証の取得（認証の写しを添付のこと） □あり（名称　　　　　　　　　　　　）　□なし
	5-1.(1)の表を □満たしている　□満たしていない
産　　地	
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年*2)	
末 口 径*3)	㎝

*1) 小径材を原料とし、用語の定義に記載のａまたはｂに該当場合のみ記載のこと
　　対象となる森林の環境方針（Ａ４　１～数枚程度）を提出すること
*2) 人工林の場合のみ記載のこと　*3) 小径材の場合のみ記載のこと
産地：木材が収穫されたところ

発生過程などの詳しい説明（別紙による説明可）

小径材の場合　施業方法の説明（皆伐、群状択伐、帯状択伐など）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 5(低位利用木材-3/3) –112

【原料の詳細】（竹）

竹の種類	
産地および周辺の状況*	**(産地/例)** **・国、県、市町村** **(周辺の状況/例)** **・ 森林や農地に囲まれ、竹林がそれらに侵入し適切な生育を圧迫している。（具体的に詳細に記述してください）**
環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明	**上記の問題に対し、どのような対応を行っているか説明してください。**
管理計画	**伐採回数／年、竹林の所有者・管理者なども記載してください。**
数　　量	

産地：竹が収穫されたところ

以上

記 入 例 5(廃植物繊維) –112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用材料として以下に記載の廃植物繊維を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	廃植物繊維の原料詳細	配合割合
廃植物繊維	□農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣	%
	□使用済み梱包材	%
	□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）	%
	合計	１００%

発生過程や植物繊維の種類などの詳しい説明（別紙による説明可）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例６－112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、塗料製造事業者

化学物質に関する証明書

*（申込商品名）*に供給する塗料は、別表１に示す化学物質について、下表の通りであることを証明します。

物　質　名	使用量
カドミウム・水銀・六価クロム・鉛の含有量の合計値	%
鉛	%
ヒ素	□添加なし ／ □あり
アンチモン	□添加なし ／ □あり
トリブチルスズ	□添加なし ／ □あり
トリフェニルスズ	□添加なし ／ □あり

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例7－112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、再生材料回収事業者

原料供給証明書（プラスチック）

以下の内容の再生材料を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

□プレコンシューマ材料
発生場所（　　　　　　　　　　　　　　）例.　フィルム製造工場
＊申込製品の製造工程における工場で発生した材料は除く

発生内容（　　　　　　　　　　）　例.　不良品、ロス品
素材名　（　　　　　　　　　　）　例.　ポリエチレン

□ポストコンシューマ材料
使用後廃棄された材料名・製品名（　　　　　　　　　　）
例.　PET ボトル
素材名　（　　　　　　　　　）　例.PET

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記入例 8－112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○○○○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、代替フロンの使用はありません。
国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質を処方構成成分として使用していません。

以上

発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。

記 入 例 9-112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○ ○ ○ ○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、樹脂製造事業者以降の事業者

証明書　＊1

（プラスチック（再生材・バージン材）毎に、**自社製造段階で使用する物質**について以下をご証明下さい。）

対象　（再生材／バージン材）、材質：　　　　　　　　、担当製造工程

4-1-2. (21) 有害化学物質など		記入欄	必要添付書類等
プラスチック添加物			
添加剤	添加剤の使用	使用あり／なし （PL 番号　　　　　　　）	使用がある場合、 重金属の試験結果、または添加剤のポジティブリストの登録番号記載の証明書　＊2
色材	色材（顔料・染料）の使用	使用あり／なし （PL 番号　　　　）	使用がある場合、 重金属の試験結果、または添加剤のポジティブリストの登録番号記載の証明書　＊2

＊1　証明書は、各製造工程担当者における各製造工程（再生材ペレット化事業者・成型事業者、バージン樹脂製造事業者・成型事業者）での使用有無の証明が必要です。
製品の重金属試験の代替として、上記の製造事業者に加え、回収される前のバージン材料（樹脂）製造事業者・
成型事業者の証明が必要です。

各製造工程に添加物を供給している事業者自身の本証明書の発行は不要です。
また、バージン樹脂製造事業者の証明は、本証明の替わりに、樹脂自体のポジティブリストもしくは重金属の試験結果の写しでも可とします。

＊2　添加物・色材（顔料・染料）の重金属試験については、それらを含んだ製品での試験でも可とします。

記入例 10‐112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）に規定する第１種有機溶剤等及びその他の有機溶剤（クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N,N‐ジメチルホルムアミド、トルエン、メタノール、酢酸エチル）は使用していません。

以上

発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。

記 入 例 11－112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品工場長

品質管理証明書

当社エコマーク認定申込ブランド名（　　　　　　　）については、
別紙（第三者試験機関もしくは自社試験の試験結果）の品質管理項目に
基づいて、商品を管理し、品質管理基準に適合する商品のみを
出荷することを証明します。

製品重量証明書

記入表Ｂ1‐112

年　　月　　日

（社名）

社印

型式名　（　　　　　　　）

型式毎に提示してください。複数の型式について、使用材料の重量割合が同じ場合は、その旨提示してください。

＜木質部について＞

「木質部の原料は再・未利用木材を 100%使用していること」に　□適合する／□適合しない

木質部の原料についての内訳

部品名	原料名 （例.間伐材、廃木材など）	原料事業者名	木質部における各重量割合
木質部			

木質部の製品全体における重量割合　（合計）：　　　　　（%）

＜化粧加工、接着剤、添加剤などについて＞

部品名	処方構成成分名		製品全体での重量割合（%）
化粧加工	例　ＰＥ		
接着剤	例　メラミン樹脂		
添加剤		機能：例　ホルムアルデヒドキャッチャー剤	

化粧加工、接着剤、添加剤などの製品全体における重量割合　（合計）　　　　　（%）

＊原料事業者が１０社以上になる場合は、記入表Ｃの原料事業者一覧表を提出してください。
＊木質部および、化粧加工、接着剤、添加剤などを合計した製品全体での重量割合（%）は、１００になるように記載してください。
＊化粧加工、接着剤、添加剤の使用がない場合は、「製品全体での重量割合(%)」の欄に「使用

なし」と明記してください。

記 入 表B2 –112

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

原料供給証明書一覧

製品に使用する再・未利用木材および廃植物繊維の一覧を以下に示します。

No.	再・未利用材料名	原料供給者名
例	間伐材	○○県○○森林組合

記入表 C1-112

年　　月　　日

（社名）

製造工程証明

印（社印を捺印）

＊再生プラスチック供給＝ペレット化を指します。
＊商社等製造に関与していない事業者名は記入不要です。
＊製造工程をお示しいただく対象部品は、プラスチック部品（繊維含む）です。
＊部品点数が多くて、この表で書ききれない場合は、この表に準じた表をご作成ください。

部品名 | 再生プラスチック回収事業者名 → 再生プラスチック供給事業者名 → 成型加工事業者名

部品名 | 再生プラスチック回収事業者名 → 再生プラスチック供給事業者名 → 成型加工事業者名

部品名 | 再生プラスチック回収事業者名 → 再生プラスチック供給事業者名 → 成型加工事業者名

→ 組立事業者名

部品名 | バージンプラスチック樹脂供給事業者名 → 成型加工事業者名

部品名 | バージンプラスチック樹脂供給事業者名 → 成型加工事業者名

部品名 | バージンプラスチック樹脂供給事業者名 → 成型加工事業者名

↓

製品化事業者名

記入表 C2-112

年　　月　　日

（社名）

印（社印を捺印）

製品全体の材料使用比率

型式名（　　　　　　　　　）

型式毎に提示してください。複数の型式について、使用素材の重量割合が同じ場合は、その旨提示してください。この表で書ききれない場合は、この表に準じた表をご作成ください。

4-1-2.（21）製品全体の材料使用比率									
	部品名もしくは製品名	重量(g)	ポストコンシューマー材料のポリマー名	重量(g)	プレコンシューマー材料のポリマー名	重量(g)	再生プラスチック以外の原料名（プラスチック以外の材料使用の場合には主成分も記載）	重量(g)	
部品1									
部品2									
部品3									
部品4									
部品5									
部品6									
部品7									
部品8									
重量合計		A		B		C		D	B+C+D = A

再生プラスチックの重量割合

（B＋C）／A×100=　　　　（g）／　　　（g）×100=　　　　%　＊小数点１位以下切下

とじ具									
消耗部品									
粘着部分									

記入表Ｄ‐112

製品重量証明書

年　　月　　日

（社名）

社印

型式名　（　　　　　　　　）

型式毎に提示してください。複数の型式について、使用材料の重量割合が同じ場合は、その旨提示してください。再生材料を使用している場合は、使用材料の記入欄に、そのことが分かるように記載してください。

	部品名	使用材料名（例.再生ポリエチレンなど）	重量(g)	製品全体での重量割合（%）
部品1				
部品2				
部品3				
部品4				
部品5				
部品6				
部品7				
部品8				
部品9				
部品１０				
重量合計				

上記製品全体の使用材料比率の表より、再生材料のみ以下に記載してください。

再生材料の製品全体での重量割合	
認定基準 4-1-2.Ａ～Ｃの再生材料名（例.プラスチック）	製品全体での重量割合（%）
再生材料の合計	

年　月　日

記入表Ａ－112

（社名）

製品全体の古紙パルプ配合率

＊型式（品番）名毎に、以下に記載してください。　　　　印（社印を捺印）

	紙材料				紙材料				紙材料				紙以外の材料				製品全体＊１					とじ具・消耗部品・粘着部分	
	部材名（　）				部材名（　）				部材名（　）				部材名（　）									部材名（　）	
型式（品番）名	部材重量（g）	紙銘柄名	古紙パルプ配合率（%）	古紙重量（g）	部材重量（g）	紙銘柄名	古紙パルプ配合率（%）	古紙重量（g）	部材重量（g）	紙銘柄名	古紙パルプ配合率（%）	古紙重量（g）	部材重量（g）	使用素材名	部材重量（g）	使用素材名	製品全重量（g）	紙材料重量（g）	紙材料比率（%）	古紙重量（g）	古紙パルプ配合率（%）	使用素材名	使用素材名

＊１　製品全体の古紙パルプ配合率については、とじ具・消耗部品・粘着部分の重量を除いて計算の上、小数点１桁目以下切り捨てで提示してください

商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.0（認定基準案）」への意見と回答

1．基準案について

No.	意見箇所		意見内容	回答
1	2．対象		包装箱は対象となるのか。	包装箱の材料となる板紙には、古紙が一般的に利用されていることから、対象外としました。
2	2．対象		『「日本標準商品分類」に基づく「文具、紙製品、事務用具および写真用具」及び別表１に定める事務用品』とあるが、カートリッジに対してエコマークを取得（容器認定）する場合がある。別表１の対象部分マーキングペンにカートリッジを加えるべきである。 ・消耗部分の該当個所：カートリッジ（中綿・インク） ・対象材料：中綿・インク 対象「シャープペンシル用しん」→　「シャープペンシル用しん（容器）」としてはどうか。	ご指摘のとおり、対象製品を明確にするために、マーキングペンなどのカートリッジ類を別表1に追加しました。
3	2．対象		新 No.112「文具製品」に移行すると再度審査が必要。審査料以外に商品やパンフレットなどの変更も必要となり変更費用が発生する。No.118 のまま継続出来ないか。	商品類型 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」が改定されるまでは、契約更新が可能です。
4	2．対象		チョークは対象外となっているが、チョークの粉に起因する手荒れやアレルギーに悩まされている教育者や児童が多い問題からしても、今後改善の余地がある分野である。この問題を解決するために、卵殻を主成分としたチョークを製造している。チョークを認定の対象として再検討を求む。	卵の殻を主成分とした白墨（チョーク）については、市場を調査したところ、エコマークの対象として扱うことが可能と判断しました。ご意見のとおり、文具製品での対象品目とします。
5	2．対象		紙製メディアケース（CD、DVD、FD、MO 用）は新基準では日用品に入るとのことだが、文具製品の対象に入れるべきである。理由としては、現行では No.112「紙製の事務用品」の対象であること、グリーン購入法では文具類一般事務用品に分類されていること、大部分が文具市場において流通販売されていることが挙げられる。	ご意見のとおり、グリーン購入法に合せて、紙製だけに限定せず、文具製品での対象品目としました。
6	2．対象		封筒と平袋の定義の明確化が必要である。（封筒と平袋では基準配合率の数値%が違う。）	郵便法における郵便物に使用できるものを、封筒とし、それ以外の平らな袋を平袋とします。
7	2．対象	―	産業古紙と粘土と粉砕した葦を練り混ぜた「葦入り粘土」を対象に加えて欲しい。	粘土についてはヒアリング調査を行いましたが、現時点では使用可能な再生材料の種類と量について、適当な数値を定めることが困難です。また、粘土の用途が、工芸や工業など、文具・事務用品の範疇に限定できないこと（日本標準商品分類においても文具・事務用品に含まれない）から、本商品類型においては対象外とします。また、今後設置される新商品類型において、対象として扱える場合は、必要に応じてご意見を伺います。

8	2．対象	別表 1	カートリッジが抜けている。	意見 2 への回答と同じ。
9	2．対象	別表 1	ステープラーに「針の無いものも含む」が抜けている。	意見 2 への回答と同じ。
10	2．対象	別表 1	"テープ状ののり" があるが、「別表 1 文具の対象表(3)」の［事務用のり及び粘着テープ］-［事務用のり］に分類されると考えて良いか？	対象として、別表 1「文具の対象表」に追記しました。
11	2．対象	別表 1 （対象表）	別表 1 文具の対象表(1)、(3)表中 個別事項の「（３）については、有機溶剤を使用する場合のみ適用」(3 箇所)は「(28)については、有機溶剤を使用する場合のみ適用」の誤りなので、修正すべきである。	ご指摘のとおり、修正しました。
12	2．対象	別表 1 （対象表）	表中に「テープのり」がない。該当箇所：消耗部分、対象材料：テープ、適用する基準項目番号：(26)(27)で良いか。	意見 10 への回答と同じ。

No.	意見箇所		意見内容	回答
13	4. 認定の基準		*アドレス印の印面はどんなゴムでも良いのか。素材的には、天然ゴム、合成ゴム、熱可塑性樹脂、がある。しかし、印面が熱可塑性樹脂の印鑑の場合、耐久性に劣り従って、非常に商品寿命が劣る。「エコマーク」の趣旨から考えると、長持ちする天然ゴム及び合成ゴム使用のアドレス印に限定して認定基準を設けたほうが良い。特に天然ゴムは、ゴムの木の樹液から精製されており、その植林により地球温暖化が防止されるので、石油合成由来のほかの素材より、より「エコ」素材である。	ゴム材料に関しては、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を利用していないものであれば、特に材料を限定しておりません。ただし、ゴム材料を再生材料としてカウントすることはできません。
14	4. 認定の基準	4-1-1（1）	PRTR 法が適用される工場に対して、対象物質の排出量及び移動量を報告することが要求されている。製造をアウトソースする場合、PRTR に関する情報は取引先に対して、非公開に扱われることがあり、情報の開示が受けられないことが容易に考えられる。したがって、"本項の撤廃" を検討願う。PRTR 法の整備により、企業内での情報の管理が進んでいるため、情報提供が容易になったと考えられるが、情報の管理が進むということと、情報提供が容易になるということは別次元の話である。	他の商品類型においても、基準項目としていることから、原案どおりとします。
15	4. 認定の基準 5. 証明方法	4-1-1（2） 5-1-1（2）	「異種材料」についての定義がない。異種材料とは、金属、プラスチック、紙、ガラス、木 等の材料間のことを言い、例えば PP と PC などのプラスチックの種類については異種に含めない解釈として欲しい。	ご指摘のとおり、異種材料間の分別レベルを基準に追記しました。
16	4. 認定の基準 5. 証明方法	4-1-1（3） 5-1-1（3）	5-1-1(3)「製品の包装」は、文具製品(特に筆記具等)では 1 種の商品でも次のような事例や、顧客の要望に逐次応える必要性もあって多種多様となる場合が多い。また、エコマーク申込み時点では全ての包装仕様が特定できていない場合も多いため、その製品に関する包装仕様の全てを特定して証明するのは非常に煩雑である。現行エコマーク No.112 紙製の事務用品のように、4-1-1(3)に対する 5-1-1(3)を削除して欲しい。 ※ ボールペンの事例：「商品を紙箱に 10 本ずつ入れている仕様」、「商品を 1 本毎にパックの袋に詰め、それを紙箱に 10 本入れている仕様」、「ボールペンを 3 色、5 色、7 色などでケースにセットしている仕様」、「お客様の要望に基づいた包装仕様」	意見 17 への回答と同じ。 包装に関しては、過剰包装とならないような配慮が必要と考えており、原案どおりとします。
17	4. 認定の基準	4-1-1（3）	製品の包装とは何処までの範囲か明確にすべきである。消費者に対する 1 販売単位（個包装単位）と解釈し、中間物流上の包装については証明記載しないのが良い（説明が煩雑になるため）。	ご意見のとおり、最終消費者に対する 1 販売単位とします。
18	4. 認定の基準	―	新基準案の中にリユース・ロングライフの観点からの判断基準を追加して欲しい。 ①消耗部分を交換すると、長期間の使用が可能となるアイテム ②製品の長期間使用を補助するアイテム（例：鉛筆の補助軸など）	リユース製品、ロングライフを評価するにあたっては、別途 WG を設置し、検討する予定です。本ご意見については、リユース製品全般の取り扱いを整理した段階で、再度検討することとし、現時点では原案どおりとします。
19	4. 認定の基準	4-1-2A（4）	用語の定義によると古紙パルプ配合率は「製品に含まれるパルプ中の古紙パルプ重量割	ご指摘のとおり、表現を改めました。

			合」とあり、矛盾するのではないか。「古紙パルプ重量が製品全重量比...」に訂正すべきである。	
20	4．認定の基準	4-1-2A（4）	CoC 認証等の森林認証の紙をエコマークの基準として、今後採用されるご予定はあるのか。検討しているのであれば、教えて欲しい。	日本においては、森林認証のあり方が定まっていないことから、現時点での基準への導入は時期尚早と判断しました。国内でのコンセンサスが得られた際は、基準への導入について検討する予定です。

No.	意見箇所		意見内容	回答
21	4．認定の基準	4-1-2A（4）	紙への間伐材使用量は年間約 60 万 m3、パルプ用原料の 2%である。その率を上げるようにするためにエコマークの規定に間伐材の紙への配合率を記載すべきである。	パルプ原料に間伐材を使用することについては、文具製品メーカにおいて、工程管理できる範疇ではないことから、基準項目としては含めないこととしました。商品類型 No.107「印刷用紙」基準の見直し時に検討致します。
22	4．認定の基準	4-1-2A（4）	事務用品で認定を受けているが、今後事務用品は廃止となり、文具製品に成るのか。古紙配合率が現行 50%であるが、すべて 70%に成るのか。又それ以外の変更点はあるのか。	現行 No.112「紙製の事務用品」は、No.112「文具・事務用品」の制定をもって廃止となりますが、基準内容は No.112「文具製品」に継承しております。また、古紙パルプ配合率 50%以上が適用される対象商品も設けました。
23	4．認定の基準	4-1-2A（4）	エコマーク事業の趣旨である環境にやさしくという目的から考えると、旧基準の商品であっても充分にその目的を果たしていると思われる。従来どおりの古紙配合率 50%以上として欲しい。	エコマークでは、古紙の配合率などの認定基準策定にあたっては、エコマーク認定基準を満たす製品のマーケットシェアが、他の同様の機能特性を持つ製品の中でおおむね 20%程度となることとしております。古紙の配合率 50%以上の商品が十分に普及していると考えられる場合などは、古紙の配合率の数値を引上げざるをえないと考えております。したがって、原案どおりとします。
24	4．認定の基準（No.113）	4-1-2A（4）	製紙メーカーに古紙配合率が 50%から 70%に改正された場合について相談したところ、製品化する上に必要な古紙の量が現在でも困難な状況にあり、これ以上配合率を上げるとなると安定供給はとても不可能との返答が返ってきた。従って 70%に改正された場合は新たな申請ができなくなる。	古紙パルプの将来的な供給の動向については、現時点では明確な状況を把握することができません。したがって、意見 24 への回答と同様、古紙の配合率の数値を引上げざるをえないと考えております。したがって、原案どおりとします。
25	4．認定の基準	4-1-2A（4）	A(4)の全体重量から除く内容に、「紙材料以外で」とあるのは、なぜそのように限定するのか理由の説明がなく、主旨が不明である。全体の考え方からすると、「紙材料以外で」の部分は削除すべきである。	ご指摘のとおり、全体重量から除く材料について、明確化及び基準に追記しました。
26	4．認定の基準	4-1-2A（4）（別表１）	別表１文具の対象表（２）に「紙袋の取っ手は紙材料に含まない」とあるが、その分は製品全体の重量に含まないと解釈してよいか。	意見 25 への回答と同じ
27	4．認定の基準	4-1-2A（４）	工事用アルバムの台紙では、紙材料のみでは 80%だが、ポケットフィルムが再生材不使用のため全重量比で足りない。基準を満たす方法としては、①ポケットフィルムを再生 50%とする→材料供給の安定性、フィルムの透明性や加工適正など品質面で問題があり、実施	ご指摘のとおり、アルバムに限っては、古紙パルプ配合率を製品全体の重量比で 50%以上としました。

			困難である。②紙材料の古紙配合率を 100%とするか、紙材料の厚みを増す→紙材料の厚みを増すことは環境から見ると問題外であり、紙（薄いもの）に対し、過度の古紙配合率を求める傾向は逆に環境によくないという製紙メーカーからの指摘を受けている。尚、古紙配合率 100%にする事により現行の品質より劣化することが考えられる。(耐光・保存性、筆記性-ペン書きサイズなど)。したがって、古紙パルプ重量が製品全重量比 50%以上とすべきである。もしくは、樹脂フィルムと合わさって形成される写真保管用台紙の樹脂フィルム部分は、製品全重量から除く（例外措置）とすべきである。	

No.	意見箇所		意見内容	回答
28	4．認定の基準	4-1-2A（4）	厚表紙ファイルについては、表紙の裏貼に使用している紙（樹脂含浸紙）が古紙パルプ配合率 50%のため、他の素材を使うと表紙全体に反りなど品質上の問題を生じさせるため変更できない。したがって、原料としての紙が古紙パルプ配合率 50%以上（基準軽減）もしくは、紙と板紙を合わせて使用する製品の場合は、原料としての板紙および紙の総古紙パルプ配合率が 70%以上とすべきである。また、4-1-2D（24）扱いとして認定可能かどうか教えて欲しい。	今回の基準見直しにおいて、製品全体の古紙パルプ重量割合を 70%以上としたことから、材料としての紙の古紙パルプ配合率については、問わないこととしました。
29	4．認定の基準 5．証明方法	4-1-2B（12） 5-1-2B（12）	①本基準では「消耗部分」を含めて言っているが、認定基準案 4 ページ中段 4-1-2 にあるように、「B.木材」の適用においても消耗部分の重量は製品重量から除いており、また、本証明方法においても「消耗部分」についての記載はない。4-1-2A.(12)の「消耗部分」は誤りであり、削除すべきである。 ②また同様の考えから、4-1-2A(12)の「製品全体」については「消耗部分および粘着部分の重量を製品全重量から除く」を加える必要がある。	意見 25 への回答と同じ
30	4．認定の基準	4-1-2B（14）	本基準の対象は、4-1-2B(12)と重量割合の部分で関連しているため、(12)と合わせて記載したほうが良い。	ご指摘のとおり、4-1-2B(14)における重複箇所を削除しました。
31	4．認定の基準	4-1-2A（4）	「原料として（中略）ただし、古紙パルプの配合が不可能なグラシン紙などについては...」とあるが、トレーシングペーパーも同じ扱いと考えられるので、明記すべきである。	意見 28 への回答のとおり、紙の古紙パルプ配合率については問わないこととしたので、あえてグラシン紙などについて、特記する必要が無くなりました。
32	4．認定の基準	4-1-2A（4）	のし紙・札紙・クリーム地賞状用紙の 3 点の原紙は、いずれも使用途の特殊性から、それぞれの商品用に別漉きしている原紙であり、説明の対象とされているエコマーク認定原紙の現状とは大きく異なる。従って、古紙供給の現状から見て現状の古紙配合率 50%が限界で、配合率 70%の再生紙は安定供給出来ないとの製紙メーカーの回答により、古紙配合率が今回の基準案通り最終決定になればいずれの商品も当基準案を満たすことは出来ず、エコマーク申請から手を引かざるを得ないことになる。このような事態にならないように是非再検討を願う。	現在、和紙と洋紙を製造方法から分別することはできませんが、慶弔用品において、和紙を使用しているケースは多くみられます。したがって、ご提案のとおり、慶弔用品に限っては、古紙パルプ配合率 50%以上の製品も認めることとしました。
33	4．認定の基準 （No.113）	4-1-2A（4）	商品類型 No.113 から No.112 に移行することになる包装紙についての古紙配合率 40%は理解できるが、慶弔用品である「のし紙・札紙」及び「賞状用紙」については、消費者より「ある一定の白さ」を求められており、白色度の規定はないものの古紙配合率を 50%から 70%に上げると、消費者が求める必要な白さを再現する為には禁止されている蛍光染料の増量が必要となる。変更について見直しを求める。	意見 32 への回答と同じ。
34	4．認定の基準	4 - 1 - 2A（4）	和紙使用製品については、以下の理由から現行の古紙配合率（50%）が妥当であると考えられる。	意見 32 への回答と同じ。

			［理由］ ・和紙（奉書紙）の場合、古紙利用が 65%以上になると販売時に変色等の劣化が早くなる。商品の品質低下は避けられない。 ・和紙の風合いが損なわれる。（洋紙との格差が無くなる。） ・古紙を多く含有することにより蛍光染料等の薬剤の大量使用にも繋がり、環境負荷が増すと思われる。 和紙使用製品では、見た目に美しい状態で店頭に並ばなければならない。その特質上、水引、のし等のパーツの添付、OPP 袋による個別包装が必要不可欠となり、ノート等の文具用品と同じ重量比 70%以上の基準を満たすことは不可能である。	

No.	意見箇所		意見内容	回答
35	4．認定の基準（No.113）	4－1－2A（4）	封筒製造業者は自ら原紙を抄造してはいないことから、製紙メーカから封筒類用原紙とくに一般事務用封筒の主力でもあり、エコマーク商品の中で最も出荷量の多い特殊両更クラフト紙（＝半晒クラフト紙）の安定供給が保証されない限り、封筒類での古紙パルプ配合率 50%以上には反対である。封筒も包装紙と同じく古紙パルプ配合率は、現行の 40%以上を要望する。仮に古紙パルプ配合率 40%以上と修正された場合でも、その実施時期は平成 17 年 2 月 1 日以降とすべきである。もし、50%以上の実施となれば少なくとも 1 年間実施を延期して、適合する原紙の抄造と加工テストを行う時間的余裕が必要と思うからである。	封筒における古紙パルプ配合率については、本制定より 1 年以内に関連するデータの収集を行い、再度検討することとなりました。それまでは現行の 40%以上を適用することとします。なお、再検討結果によっては、古紙パルプ配合率の変更やエコマーク対象としての封筒を廃止する可能性などもあります。再検討結果については、エコマークニュースおよびホームページにおいて、公表致します。
36	4、認定の基準	4-1-2A（4）	封筒は強度を必要とする包装用紙に該当し、古紙率変更は今以上に品質低下に繋がる。古紙パルプ配合率 50%以上への変更は反対である。 (1)古紙配合率が増える分、封筒の強度（折目部分）が、バージンパルプ使用に比べ弱く裂け易くなる。封筒業界では同じ理由で上質紙は繊維が短い為裂け易く、封筒として使用していない。 (2)古紙配合率 40%に変更された段階で、封筒/製袋時には「紙粉」が多く発生する様になり、客先からの「紙粉」に対する苦情及び、印刷段階で「ピンホール発生の確率」が高くなったとの指摘が急増した。更なる古紙配合率の引上げは、作業効率の悪化により不良品を多く発生させる原因にも繋がり、印刷業界全体にも大きな影響を及ぼす可能性を残す。 (3)再生紙に関する取組みは、我が国は諸外国より高水準で先行しており、必要以上に古紙配合率を上げる必要があるのか疑問である。古紙利用を促進すると共に、植林の促進・廃材利用を進める等、今後森林資源の保護に向けてもより積極的に展開することを強く希望する。	意見 35 への回答と同じ
37	4、認定の基準（No.113）	4-1-2A（4）	封筒の使命を果たすということ(すなわち個人情報保護の観点)と環境負荷を増やさないためにも今回の封筒類用紙に対する古紙パルプ配合率 50%以上の案に異を唱えるものであり、包装紙用原紙同様 40%以上の基準に据え置くことを強く希望する。	意見 35 への回答と同じ
38	4、認定の基準	4-1-2A（4）	平成 15 年と平成 11 年の封筒販売数の減少割合では薄い封筒よりも厚い封筒のほうが減少の割合が低いというデータがでている。一般的に多く使われている長３封筒の販売数を平成 11 年と平成 15 年の 5 年間を比較すると 50g/㎡が 72.3%に対して 70g/㎡は 90.8%の減少であり、角２封筒での比較では 70g/㎡は 80.3%に対して 85g/㎡は 91.2%の減少になっている。5 年間の減少率からみても、薄い封筒の使用が減少の割合が大きく、厚い封筒のほうが減少の割合が少ないという傾向が現れている。この数年のデータから厚い封筒	意見 35 への回答と同じ

			の需要が多い傾向にある。若干の古紙率を上げることによって封筒の強度が弱くなることは、更に厚い紙に移行することになり、紙の消費の増加に繋がることになりかねない。従って、古紙率の高い封筒の開発と共に　古紙率のみに係わらない強度のある封筒製品も必要であることから、基準の引上げは差し控えることを願う。	

No.	意見箇所		意見内容	回答
39	4. 認定の基準（No.113）	4-1-2A（4）	封筒類、中でもその中心をなす一般事務用封筒に用いられる代表的な原紙は、半晒クラフト紙である。この紙は原紙としての品質規格JIS P3401を満たすと同時に封筒の品質規格S5502を満たさなければならない。古紙使用し、かつ上記両ＪＩＳ規格を満たすために、製紙メーカーは、紙力増強剤の投入、古紙の選別強化などにて対応しているのが実情である。また、封筒用に用いられる晒クラフト紙についても、原紙としての品質JIS規格は無いが、封筒の品質規格JIS S 5502は満たさなければならず、エコマークを取得するためには、程度の差はあるにしても半晒クラフト同様、紙力増強剤を投入している。 今回の改定案では、古紙配合率の計算方法が、従来の古紙投入ベースからパルプ歩留まりを考慮した古紙パルプベースへ改定されたため、実質的には15%近い大幅かつ急激な配合率の引上げになる。また、古紙の需給状況は、国内需要の拡大にとどまらず、中国向け等アジア向け需要の拡大が重なり大変タイトな状況にあり、今後とも需給が軟化するとは考えにくい。既に日本の古紙回収率は66%余りに達しており、更なる回収率の引上げは難しく、品質の劣化も予想される。こうした状況の中での古紙配合率基準の大幅な引上げは、更なる紙力増強剤等の薬品類の投入を促進することになる。これは、環境負荷の低減を目的とするエコマークの主旨に沿うものとは言えない。	意見35への回答と同じ
40	4. 認定の基準	4-1-2A（4）	同じ原紙を使用しているのに、なぜ封筒だけが古紙配合率50%になるのか。古紙配合率が40%から50%になるとどれだけの効果が得られるのか。製紙メーカーで古紙配合率50%の原紙を供給できるのか。	意見23、24、35への回答と同じ
41	4. 認定の基準	4-1-2A（4）	封筒類の古紙パルプ配合率が40%以上から50%以上に改訂されることに以下の理由で反対である。 ①昨年５月に環境省は、リスト委員会の決定を受け平成16年度の物品調達基準を「封筒類は40%以上」と決めている。 ②製紙メーカーは封筒類の原紙を現在40%以上で生産しており、50%以上の原紙が供給される確約を現在まで得られていない。従って基準が50%以上となった場合、封筒メーカーは安定供給できなくなる可能性がある。 ③仮に50%以上の原紙が供給された場合であっても、強度を含めた品質の劣化が封筒の生産性を悪化させて結果的にコストアップとなり、予想される原紙の価格アップも併せて中小企業である封筒メーカーの経営を圧迫する。 ④古紙の回収システムを始めとして社会的基盤を整備する方策が不十分であり、コスト負担が明確になっていない現状では、徒に原材料として古紙パルプ配合率を上げることのみに拘泥することには賛意を表しかねます。	意見35への回答と同じ
42	4. 認定の基準	4－1－2A（4）	現在、市場において最も需要比率が高く、普及している「クラフト封筒」の古紙配合率は	意見35への回答と同じ

			40%であり、封筒メーカーの使用している原紙の中でも他原紙に比較して使用比率が高い。封筒には、保管用途、内容物を保護するための強度が必要であり、強度の限界である古紙配合率 40%クラフト封筒が選択されている。古紙配合率を 50%に上げることは、強度の面で PP 製封筒へのシフト及び、紙力増強剤の使用や秤量の増加を招き、環境負荷の低減にはつながらない。配合率の見直しを求む。	

No.	意見箇所		意見内容	回答
43	4．認定の基準	4－1－2A（4）	※ 封筒における古紙配合率10%アップの反対について ・封筒製品で50%以上に認定商品があることは確かだが、世情の要求がその方向に向かっているからであり、使用原紙の大半が印刷用紙である。封筒用原紙の主力は「半晒クラフト」であり、半晒クラフトは包装用紙である。封筒用原紙は基本的には包装用紙であり、「包装紙にあっては40%」の規定が適当である。 ・製紙事業者が50%の原紙を供給できることが前提条件である。封筒製品の主力を占めるのは半晒クラフトであり、製紙事業者が対応できるのか。品質面でＪＩＳ規格がクリアーできるのか。JIS表示ができないと副資材（JIS表示済）が継続使用できなくなる。 ・生産効率が悪化する懸念がある。（紙力が弱まり実質、生産量が減少する。）紙粉の発生が多くなり生産効率が悪くなる。機械稼動時間の延長につながり、省エネルギーにならない。	意見35への回答と同じ
44	4．認定の基準 （No.113）	4－1－2A（4）	「封筒JIS（S5502）一重封筒用クラフト紙」は、以下の理由により現状の古紙パルプ配合率40%に据え置くべきである。 ①封筒メーカー使用原紙米坪の格上げによる木材パルプの使用増 現行使用の米坪では従来の封筒強度を確保できず、製紙メーカーでの加斤増による木材パルプ使用増または、封筒メーカーがユーザーへの封筒強度保証のためワンランク上の坪量選択（50・60g/㎡⇒70g/㎡、70g/㎡⇒８５g/㎡）による木材パルプの不必要な増加を来たすことになる。 ②紙力増強剤等の化学薬品添加量の増加。 半晒の茶封筒用クラフト紙古紙は他のクラフト紙同様クラフト古紙より上質紙、中質紙とそのコート紙のDIPの使用が多い為、強いパルプの割合が直に減少し特に引張強さは確実に低下する。紙力増強剤の使用増加による環負荷増大は問題である。 ③「包装用紙Version2.0」の「4ー1（１）」の矛盾 JIS規格の引張強さで50g／㎡では、包装袋と封筒用原紙が逆転している。	意見35への回答と同じ
45	4．認定の基準	4－1－2A（4）	半晒クラフト（特殊両更クラフト）では、紙の厚さが50g/㎡の製品を多数販売しており、薄い原紙になると新基準案が適用された場合、古紙配合率の上昇によって強度面での不具合（JIS規格S5502の引裂強さなどにも影響）が生じると懸念される。角2封筒の販売実績を見ると、近年70g/㎡から85g/㎡へと紙厚の厚い製品へと以降している。これは、購入者が古紙の配合率増加に伴う破れや破損を懸念し、強度のある封筒を求めたためと考えられる。封筒については、使用する原紙が同じ包装用紙の範疇にあり、また製品にも強度が求められているにもかかわらず、イメージだけで封筒類用原紙として基準を引き上げたことについては矛盾があり、納得できない。	意見35への回答と同じ

46	4. **認定の基準**	4－1－2A（4）	**古紙パルプ配合率 50%以上の原紙が市場に安定供給される時期がいつになるかについて、全く不透明な状況であり、安定供給されない状況のままで新認定基準が実施されると、半晒クラフト封筒については、認定を受けることができなくなる。製紙メーカーから同原紙の安定供給を受けることができるのを確認できるまで、新基準案の実施時期を延期すべきである。**	**意見 24 への回答と同じ**

No.	意見箇所		意見内容	回答
47	4．**認定の基準**	4-1-2A（4）	**郵政公社では、郵便業務の効率化を図るため、**1**分間に**500**通もの処理能力を持つ区分機を導入している。強度の弱い封筒を供給することは、破袋の原因となり封筒メーカーとしての責任を大きく問われることとなる。今回の古紙配合率のＵＰはその強度に大きな影響があると危惧する。封筒の古紙配合率のＵＰは、こういった現状を理解していない。また、製紙メーカーに問合せたところ、現在の古紙回収の実情からすると上質な古紙を確保することは不可能だと聞いている。さらに、古紙の質が安定しない状況では、出来上がった紙の強度も安定させられない。古紙配合率はこれまでの基準に据え置くべきである。**	**意見**35**への回答と同じ**
48	4．**認定の基準**	4-1-2A（4）	**現在、弊社で生産する封筒の約**40%**が窓付封筒であり、中でも、官公庁から法人・個人に郵送される封筒は、データベース化と封入封緘機の普及があいまって**80%**以上が窓付封筒になっている。この状況の中、昨年、グリーン購入法の特定調達品目の封筒に窓付の新基準が追加になった。エコマークの認定基準やグリーン購入法の適合基準が製品への公的な評価だと考えており、それは企業への評価に繋がっている。できるだけ双方の整合をとって欲しい。また、窓付封筒の窓材が（財）古紙再生促進センターの定める禁忌品に当たる為、基準から外れていると思うが、これを封筒に適用することは実情と乖離している。封筒に関わる専門業者以外の、一般企業や家庭からは、資源としてではなく、紙ゴミとして廃棄され各自治体で焼却処分されているのが現状である。再資源化できる社会的仕組みがないにも関わらず、その基準を適用していることに疑問を感じる。以上より、窓付封筒の認定基準をグリーン購入法と同じく設けて欲しい。**	**意見**35**への回答と同じ**
49	4．**認定の基準**	4-1-2A（4）	**古紙パルプ配合率**50%**以上の引き上げについては、異論ないが、業界的には生産工程上において、古紙パルプはバージンパルプに比べて繊維が短いため、紙粉が多く発生する。次回の基準案作成については、強度の面だけでなく、紙粉の発生による作業性への悪影響についても考慮して欲しい。**	**意見**35**への回答と同じ**
50	4．**認定の基準**	4-1-2A（4）	**エコマークの認定対象となっている再生プラスチックフィルムを使用した窓付封筒を認定の対象として検討して欲しい。**	**現時点においては、古紙リサイクルを推進する観点から、プラスチックフィルムによる窓部は対象外としています。また、植物性プラスチックの扱いについては、**No.118**「再生材料を使用したプラスチック製品」基準の見直し時に検討する予定です。**
51	4．**認定の基準**	4-1-2A（4）	2003**年**4**月より「グリーン購入法」の特定調達品目に「窓付封筒」が追加され、「再生プラスチックがプラスチック重量の**40%**以上使用されているか、植物を原料とするプラスチックが使用されていること」に適合していればプラスチックフィルムを窓部分に使用した封筒でもグリーン購入法適合となった。このことからも認定基準を策定する際、グリーン**	**意見**50**への回答と同じ。**

			購入法の判断基準を十分考慮すべきではないかと考える。現行のエコマークの規定では、封筒の窓部がプラスチックのものは認定対象外となっており、グリーン購入法に対応せず矛盾をきたす。	
52	4．**認定の基準**	4-1-2A（4）	**紙材料については、（財）古紙再生促進センターで定める禁忌品の基準に準じて、「窓付封筒」は新聞・雑誌・段ボール等のような古紙としての確立した回収方法がなく、また同規定では「粘着物のついた封筒」自体が禁忌品に指定されている。それにも関わらず「窓付封筒」の基準を考慮するにあたり同センターの基準に準じるのは実態と乖離している。エコマーク認定素材でありかつグリーン購入法の判断基準に適合している「再生プラスチックフィルム使用窓付封筒」についても、認定対象品として検討を強く要望する。**	**意見** 50 **への回答と同じ。**

No.	意見箇所		意見内容	回答
53	4．認定の基準	4-1-2A（6）	**今回の認定基準では、非塗工紙および板紙を使用したノート類に限定して、白色度 70%程度以下となっているが、ノート類以外である名刺・はがき・カード・賞状といった紙製の文具製品に関しては、白色度の規制が除外されたと捉えて差し支えないか。**	**ご質問のとおり、白色度については、白色のノート類のみに適用します。**
54	4．認定の基準	4-1-2A（6）	**非塗工とは、板紙にもかかる条件かどうか明確にして欲しい。白色度の基準が適用されるのは、あくまで中紙と解釈するので、表紙に使用される板紙にまで白色度の基準を設ける必要はない。したがって、非塗工の紙を使用する白色のノート類は、紙の白色度が 70%程度以下であることとすべきである。**	**ご質問のとおり、白色度については、ノート類の中紙に適用し、表紙に使用する板紙は適用外とします。本事項について、基準内容に追記しました。**
55	4．認定の基準	4-1-2A（8）	**「パルプ漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと（ただし、2005 年 6 月 30 日まで本項目は適用しない。）」という基準になっているが、漂白基準についてはバージンパルプと古紙パルプとを分けて考える必要があるのではないか。製紙会社におけるＥＣＦ（非塩素漂白）化は、あくまでも「バージンパルプ」の漂白に対して行っており、一般コンシューマーに対して誤解を招かないためにも明確な基準を設けて欲しい。**	**本基準項目は、パルプの漂白工程自体について適用しているものであり、バージンパルプと古紙パルプそれぞれ別に、考えているものではありません。**
56	4．認定の基準	4-1-2A（8）	**今現在塩素ガスを使用せずに紙の抄造を行っている製紙メーカーは何社程存在するのか。そして 2005 年まで適用しないとあるが、その期間は適正なのか。製紙メーカがこの基準に合わせたシステムを確立するのは困難であると思われる。**	**製紙業界の取組みとして、2004 年末を目処に ECF（非塩素漂白）化が進められており、2005 年頃までには国内パルプのほとんどが ECF 化されると認識しています。したがって、原案どおりとします。**
57	4．認定の基準	4-1-2A（9）	**別に（７）において印刷インキに関する基準があるため、本件の対象とする着色剤は、製紙（抄紙）工程において使用する着色剤と解釈し、印刷インキ中の着色剤は含まないものとする。原料の製紙（抄紙）工程において使用するアゾ着色剤に関しては・・・（使用工程の明記）とすべきである。**	**ご指摘のとおり、着色剤に関する基準項目４-1-2.A(9)は、製紙工程において紙材の着色に使用するものに適用し、印刷インキに関する基準項目４-1-2.A(7)は、文字・柄・罫線などの印刷に使用するものに適用します。これらについては、わかりやすい表現に改めました。**
58	4．認定の基準 5．証明方法	4-1-2A（11）※ 5-1-2A（11）※ **※公開時の項目番号** **（制定時においては項目削除）**	**本基準では「廃棄処理時の負荷低減」の内容について示しておらず、また、本証明方法においても具体的な内容について指示していないにもかかわらず、付属証明書の作成方法では、認定基準案 35 ページ中段 4-1-2A(11)廃棄処理時の負荷低減に「ハロゲン系元素の使用有無」の内容が記載されている。「廃棄処理時の負荷低減」の内容が「ハロゲン系元素の使用有無」について言っているのなら、証明方法 5-1-2 A(11)に記載すべきである。**	**ご指摘のとおり、廃棄処理時の負荷低減については、ハロゲン系元素の使用の有無に関して問うことを明確にし、本項目を共通項目へ移動しました。**
59	4．認定の基準	4-1-2A（11）	**「A.紙材」に適用される製品には、「紙製品」以外に、例えば紙管を採用した筆記具なども含まれると予想できる。本基準は使用後の紙のリサイクルに配慮したものであり、紙製**	**本基準項目は、紙材料にのみ適用するものであり、紙以外の材料に適用するものではありませ**

			品以外の製品には必ずしも実態に合っていないと考えられる。「A.紙材」に適用される「紙製品」以外の製品は、本基準の対象外として欲しい。	ん。したがって、原案どおりとします。
60	4．認定の基準	4－1－2B（12）	「消耗部分や...、それらが製品全体の30%未満（重量割合）であること。」とあるが、鉛筆を例にとると消耗部材である芯が多くなれば、前記30%を超える製品もありうる。新基準案では、消耗部材についての基準項目も設けていることから、現行No.115と同様に「機能上必要な消耗部材は製品全体の重量から除く。」とするのが妥当である。	ご指摘のとおり、消耗部分については、製品全体の重量から除くこととしており、意見25への回答と同じく、全体重量から除く材料について、明確化及び基準に追記しました。
61	4．認定の基準	4-1-2B（17）	「... 塗料を使用の場合、... 重金属・重金属化合物の基準に適合していること。」とあり、塗料製造事業者からの証明が必要となる。自社の宣言文または試験結果で認めてもらえないか。	ご意見のとおり、自社による試験結果によって、基準値への適合が証明できる場合も認めることとし、証明方法に追記しました。

No.	意見箇所		意見内容	回答
62	4．認定の基準	4-1-2C（19）	付属証明書「記入表 E-112」の記載方法を改善して欲しい。部材によっては、ポストあるいはプレコンシューマ材を、混在・混合して使う場合があるので、「ポストコンシューマ材料重量には、一定の係数をかけて再生材料使用率として処理する。」という重量計算式を採用してはどうか。（再生材料使用率を一律 70%以上と規定する基準値で統一できる。運用基準として判りやすい。）	再生材料の配合率の審査においては、まず再生材料を特定し、設計値として製品が基準をクリアーできているかどうか確認する必要があります。したがって、再生材料についての明細が必要となることから、原案どおりとします。
63	4．認定の基準	4-1-2C（19）	C(19)の全体重量から除く内容に、「プラスチック材料以外で」とあるのは、なぜそのように限定するのか理由の説明がなく、主旨が不明である。この内容によれば、消耗部分であってもプラスチック製の場合は除く部分に含まれないことになってしまう。全体の考え方からすると、「プラスチック材料以外で」の部分は削除すべきである。	全体重量から除く材料について、明確化及び基準に追記しました。
64	4．認定の基準	4-1-2C（19）	各パーツにおいて、再生プラスチックとバージンプラスチックの混合は認められるのか。例えば、キャップ（60%再生プラスチック使用）、本体（80%再生プラスチック使用）製品全重量に占める再生プラスチックの割合は 75%という場合、認定できるのか。	プラスチックを主材料とする製品においては、製品全重量に対して再生プラスチック重量割合を定めており、部品ごとには基準値を定めておりません。したがって、ご質問のケースについては、基準に適合します。
65	4．認定の基準	4-1-2C（19）	現在、No.118 で認定されているテープカートリッジ、インクリボンカセットについては、No.118 において「機能性事務用品等」の商品区分にて再生プラスチックの使用割合 50%以上である。本品目が「文具製品」として分類されると、製品へのバージン材の配合が必要であり、他材料の割合も高い為、再生プラスチック重量割合 70%以上を満たすことができないため、認証を受けることができなくなる。再検討して欲しい。	強度の問題から、金属材料やバージン材料の使用割合が多く必要と考えられる品目や、これまで No.118 において機能性事務用品として認定した品目については、これまでと同様に機能性事務用品として扱い、再生プラスチック重量割合 50%以上とします。なお、エコマーク全般における金属材料の扱い及び重量カウント方法等については、改めて別途検討する予定です。
66	4．認定の基準	4-1-2C（19）	C.プラスチックを主材料とする製品の中に旧 No.118 の商品区分「機能性事務所用品等」も移行し再生材料の使用割合も 50%以上→60%以上に変わるのか。また、再生材料の使用割合以外の適用条件に変化はないか。	意見 65 への回答と同じ
67	4．認定の基準	4-1-2C（19）	現行規定の No.118 の中の再生材の配合基準の中で『機能性事務所用品等は、50%以上』と規定されている。文具製品の中で上記“機能性事務所用品等”に該当し、既に登録されている商品が数点ある。この現行規定で認められている『機能性事務所用品等は、50%以上』の基準を認め、新基準案に追加して欲しい。	意見 65 への回答と同じ
68	4．認定の基準	4-1-2C（19）	グリーン購入法の判断基準との相違について、「植物を原材料としたプラスチック」については解説（1）「プラスチック材への生分解性プラスチックの使用について」でエコマークとして生分解性能を評価対象としていないという理由が言及されているが、再生プラ	再生プラスチックフィルムについては、OHP フィルム類の場合、認定の対象としております。

			スチックフィルムについての記述がない。	
69	4．認定の基準	4 - 1 - 2C（19）	「OHP などフィルム類」とは、どこまで含めるのか曖昧である。	プラスチック・フィルム類については、厚さ 150 ミクロン以下の透明 OHP フィルムであることを基準に追記しました。
70	4．認定の基準	4-1-2C（19）	フィルム類の基準（適用範囲）が曖昧である。厚みが 150 ミクロン以下の透明プラスチックフィルムで形成される製品については、再生プラスチックの重量割合が 25%以上であることなど、厚みによる定義をすべきである。	意見 69 への回答と同じ

No.	意見箇所		意見内容	回答
71	4．認定の基準	4-1-2C（21）	重金属・重金属化合物などを処方成分に含まれないことの証明として、業界自主基準への適合証明書の提出、それ以外の材料については試験結果の提出を要求されている。添加物を使用していないと判断できる材料については、「記入例 9-112」で認定できないか。	添加物を使用していないと判断できる材料については、原案において、回収されたプラスチックの元々の原材料を遡ることにより、証明が可能としております。したがって、原案どおりとします。
72	4．認定の基準	4-1-2C（21）	重金属等の有害化学物質の非含有の証明方法として、「EN71-3」及びそれと同等の試験方法と紹介してあるが、環境庁告示第 46 号試験は、同等な試験方法と考えて良いか。	環境庁告示第 46 号は、土壌における環境基準であり、EN71-3 と同等とは考えておりません。しかし、No.118 の認定において、これまで環境庁告示第 46 号でも認定してきた経緯もあることから、既認定商品に限って、環境庁告示 46 号での試験結果を使用できることにします。
73	4．認定の基準	4-1-2C（21）	規制される物質が明記されていないため、広く基準として適用、運用するのには問題がある。消耗部分の基準にある 8 物質のように、対象物質、含有量基準を設けて基準化するか、それができないのであれば、基準化は難しい。ポリオレフィン等衛生協議会の基準はあくまで食品衛生上の目的で作られたもので、エコマーク基準に取り上げられていることに、問題がある。基準の明確化または基準を削除すべきである。	本基準では、有害重金属類については、「EN71-3」での基準値を適用しております。また、現時点ではポリオレフィン等衛生協議会で定めるポジティブリスト等以外に引用が適当と思われるものがないため、原案どおりとします。また最終製品において、「EN71-3」の基準値を満足していれば、プラスチック色材に関する試験は必要ないことを追記しました。
74	4．認定の基準	4-1-2C（22）	残留性有機化学物質の非含有の証明方法として、「EN71-3」及びそれと同等の試験方法と紹介してあるが、EN71-3 は、重金属を測定するための指針であり、別表 4 にあるような残留性有機化合物の測定は不可と思われる。また、残留性有機化学物質の中のダイオキシン類とフラン類については、既存物質中への含有が危惧されているのではなく、焼却過程での生成が危惧されているものなので、含有量を測定する意味は希薄ではないか。 （提案 1）対象の POPS は、既に化審法で製造・販売・使用が禁止されている物質であり、違法でない限り、流通の可能性は "0" である。したがって、4-1-1 (1) での違法宣言書が、本項の回答になるのではないか？ （提案 2）現行の証明方法を継続・採用してはどうか。例：「すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。」	ご指摘のとおり、EN71-3 での適用範囲については、記載ミスです。また、POPS については、製品を製造する工場長が発行する、処方構成成分として使用していないことの自己証明書の提出でも可能であることが、公開案の証明方法中に抜けていました。これらの記載ミスについて、修正しました。（4 月 12 日付けにて、誤表記として公表しております。）
75	4．認定の基準	4-1-2C（19）（24）	ポストコンシューマ材料を使用した場合、“製品全重量の 70%以上であること”をクリアできない可能性がある。	ポストコンシューマ材料の場合は、製品全重量の 60%以上でも認定可能としております。したがって、原案どおりとします。

76	**4．認定の基準**	4-1-2D（24）	D(24)**では、全体重量について** A(4)、C(19)**のように全体重量から除く内容の記載がないのは、**D **の製品特性から考えると、考え方の一貫性に欠けている。全体重量から除く内容を** A(4)、C(19)**と同様に加えて欲しい。**	**意見** 25 **への回答と同じ**
77	**4．認定の基準**	4－1－2C（19）・D（24）	**プラスチックが製品重量の** 65**%の場合、残り** A **及び** B **との合計%が** 70**%以上であれば、**D **での対象製品となるのか。**	**ご質問のケースでは、**4-1-2D **での対象製品となります。**

No.	意見箇所		意見内容	回答
78	4．**認定の基準**	4-1-2A(4) 4-1-2C(~~21~~19)	A(4)、C(19)**の全体重量から除く内容に「とじこみ用品のとじ具など」が挙げられているが、理由が不明確である。説明を加えて欲しい。製品全体重量として製品全体から除く内容として、消耗部分および粘着部分以外になぜ「とじ具」が含まれるのか。また逆に、なぜ「とじ具」だけなのか。後者の場合は「とじ具」が挙げられるならば他の部分もいろいろ考えられるのではないか。「とじ具など」と言っている「など」は具体的にどのような内容についてか。**	**全体重量から除く部材について基準中に明確化するとともに、解説に説明を追記しました。**
79	4．**認定の基準**	4-1-2A(4) 4-1-2C(19) 4-1-2D（24）	4-1-2、A(4)、C(19)、D（24）**の製品全重量についての規定に一貫性がない。製品金体重量として製品全体から除く部分は、**4-1-2、A(4)、C(19)**及び製品の特性から** D（24）**についても同様と考えられるが、上記のように内容が異なっていたり、その記述がなかったりしている。認定基準案** 4 **ページ上段** 4-1 **環境に関する基準 の主旨から、全体重量から除く内容は基本的に同一にすべきである。**	**意見** 25 **への回答と同じ。**
80	4．**認定の基準**	4 - 1 - 3（26）	**「なお、製品、包装に再充填可能で～」は「なお、製品または包装に再充填可能で～」に修正した方が良い。**	**ご指摘のとおり、基準の表記を改めました。**
81	4．**認定の基準**	4 - 1 - 3（26）	**文具製品には、消耗品が再充填可能であると、当たり前に認識されているものが多いが（例えばシャープペンシル）、製品全てに表記義務を負わせるのではなく、社会通念上の判断のもと、製品製造事業者に、記載の判断を委ねてはどうか。**	**本基準項目は、再充填が可能なものについてのみ、適用するものです。本項目の適用範囲が明確になるように、表記を修正しました。**
82	4．**認定の基準**	4 - 1 - 3（26）	**「製品、包装に再充填可能であることが示されていること」は、再充填可能な製品だけが対象で、詰替え可能な製品は含まない解釈で良いか。**	**意見** 82 **への回答と同じ。**
83	4．**認定の基準**	4 - 1 - 3（26）	**「製品、包装に再充填可能であることが示されていること」は、シャープやボールペンなどのように既にほとんどの製品が詰替え可能であり、詰替えが使用者に認知されている製品の場合は必ずしも必須でないと考えられる。詰替え可能な製品も対象にしている内容ならこれらの製品は対象からはずして欲しい。**	**意見** 84 **への回答と同じ。**
84	4．**認定の基準**	4 - 1 - 3（26）	**文具製品（特に筆記具等）は表示スペースが狭いため、「製品、包装に」は「製品または包装または、取扱説明書、パンフレット等」にして欲しい。**	**ご指摘のとおり、詰め替え可能について、表示できる範囲を拡大し、基準の表記を改めました。**
85	4．**認定の基準** 5．**証明方法**	4-1-3（26） 5-1-3（26）	4-1-3（27）**～なお、製品、包装に再充填可能であることが示されていること、**5-1-3（25）**～詰め替え可能なことを記載した取り扱い説明書、製品ラベルまたはパンフレットを提出すること、とあるが、筆記具の場合製品が小さく、製品への表示は困難である。【**4-1-3.**消耗部分に関する基準】の表現では製品表示の義務と読める。そうであれば証明方法との整合性がない。【**4-1-3.**消耗部分に関する基準】において、製品または個包装（セリース等）またはパンフレット、カタログに再充填可能であることが示されていること、としてはどうか。**	**意見** 84 **への回答と同じ。**
86	4．**認定の基準**	4-1-3（26）	**“なお、製品、包装に再充填が可能であることが示されていること”との記載があるが、**	**意見** 84 **への回答と同じ。**

			文具にはその表示スペースがない場合が多いので「製品、または包装」として頂きたい。また、ボールペンのリフィルやシャープの替芯のように市場で常識化しているものまで表示が必要か。	
87	4．**認定の基準**	4－1－3（26）	**包装の範囲がわからない。**	**意見**84**への回答と同じ。**
88	4．**認定の基準**	4-1-4（29）	**付箋紙は、その特性が再貼り性にあることから、現在の技術では全離解型粘着剤での対応は困難である。したがって、付箋紙には**（30）**を適用しないことを要請する。**	**ご指摘のとおり、付箋紙においては、全離解型粘着剤での対応が困難なことがわかりました。また、粘着剤に関する溶解性試験が標準化していないことも確かであることから、粘着剤については、現行の**No.112**「紙製の事務用品」と同様に、水に溶解し、リサイクル阻害とならないこととしました。**

No.	意見箇所		意見内容	回答
89	4. 認定の基準 5. 証明方法	4-1-4（29） 5-1-4（29）	「リサイクル対応型シール(全離解型)」や「粘着剤のタイプ」の意味が不明確でわからない。「(財)古紙再生促進センター・(社)日本印刷産業連合会で定め」ているという内容も入手できないので説明して欲しい。本証明方法の「粘着剤のタイプ」の意味は、解説（認定基準案 30 ページ）D-8(4)で説明されている「水溶性型」、「水分散型」のことなのか。	意見 88 への回答と同じ。
90	4. 認定の基準	4-1-4（29）	当社では、付箋紙で用いている粘着剤は、グリーン購入法にも規定されているように水分散性粘着剤を用いている。これは紙の再生工程でミクロに分散した粘着材をフィルター工程で効率よく除去した方が回収された水への不純物の混入を最小限にすることが可能と判断してるためである。全離解型とは水溶性であるが、この粘着材は水に完全に溶解する場合、再生処理に用いる廃水に溶け込み堆積することになり、また未溶解な部分があれば紙すきの際にウエブの破断を起こすこともある。よって当社では再生工程を考え、水分散性粘着材を用いている。したがって、全離解型に水分散型粘着剤を加えて欲しい。	意見 88 への回答と同様に、水に溶解し、リサイクル阻害とならなければ、水分散性粘着剤でも認めることとしました。
91	4. 認定の基準	4-1-4（29）	“付箋紙”の粘着部分については、技術的に確立されておらず、対応出来ない。又、環境配慮型と言われる“無溶剤タイプ”のエマルション型、ホットメルト型についても“付箋紙に限って言えば”一部市場に出ているが品質に問題があり、一般用としては、使用出来ない。	意見 88 への回答と同じ
92	4. 認定の基準	4-1-4（29）	製品テープ、両面テープなどの粘着テープについて、全離解型での対応ができない。	意見 88 への回答と同じ
93	4. 認定の基準	4-1-4（29）	製造メーカーより、付箋紙・製本テープ・両面テープなどについては、全離解型の粘着剤は現状、技術的、品質的に確立されていないとの報告あり、項目(30)を全削除すべきである。	意見 88 への回答と同じ
94	4. 認定の基準	4－1－3（30）	「粘着剤に含まれる有害物質」の「含まれる」は含有量になるので、表現としてふさわしくない。削除すべき。	ご指摘のとおり、基準の表記を「粘着剤に含まれる有害物質」から「粘着剤の有害物質」に修正しました。
95	4. 認定の基準	4-1-4（31）	剥離紙はポリエチレンラミネートがあるなしにかかわらず、剥離剤（シリコン）が塗布されると再利用されにくい状況にある。シリコンが塗布された剥離紙は段ボールのフルート（波形の紙）程度に再利用され上質紙等には利用できないのが現状である。逆に再生紙を剥離紙に用いることは、積極的に進めていることから、「(A）剥離紙の再生紙の再生紙使用の基準を設ける。」「(B）剥離紙を製品全体重量の対象に含み 70%以上の再生紙を用いる。」等により、製品の「再生紙化」の比率を高めることが、より環境に配慮された基準になると考えられる。	ご提案のとおり、古紙や再生プラスチックを使用した剥離紙の場合も認めることとし、剥離紙に関する基準中にリサイクル型剥離紙と同列に併記しました。
96	4. 認定の基準 5. 証明方法	4-1-4（31） 5-1-4（31）	「リサイクル対応型剥離紙」の意味が不明確でわからない。「(財)古紙再生促進センター・(社)日本印刷産業連合会で定め」ているという内容も入手できないので説明して欲しい。	解説に「リサイクル対応型剥離紙」についての説明文を追記しました。
97	4. 認定の基準	4-2（32）	4-2（32）～該当する日本工業規格などの品質基準に適合していることについては、「品質	ご提案のとおり、「該当する製品ＪＩＳ規格の有

	5．**証明方法**	5-2（32）	**および安全性については、該当する日本工業規格または自社基準などの品質基準に適合していること。」とし、「該当する製品ＪＩＳ規格の有無に関わらず」としてはどうか。** 5-2(30)**～もしくは自社規格に基づく試験結果を提出することについては、ＪＩＳ規格が存在する製品でも自社基準に準拠していれば良いとは読み込みにくいので、この部分を明確な表現にして欲しい。（ＪＩＳが存在すればＪＩＳで証明、（もしくは）なければ自社基準による証明とも読める。）また、ＪＩＳ基準があるか否かを問わずに、ＪＩＳ基準で証明するか、自社基準で証明するかを「付属証明書」においてチェックするようにしたらどうか。**	**無は問わない。」を追記しました。**

No.	意見箇所		意見内容	回答
98	5．証明方法	5-1-1（1）	5-1-１（1）～また、製品を製造する工場にＰＲＴＲの適用があり、対象となる物質～物質ごとの排出量および移動量を（記載した製品を製造する工場長の発行する証明書を）提出することとあるが、文章の変更上記（　）内部分を削除してはどうか。記入例 3-112　においては、ＰＲＴＲ法は事業所（工場）がＰＲＴＲ法届出をしているかどうかであり、「～製品に処方構成成分として使用していることを報告します。」は焦点がずれている。本来の意味での届け出の履行確認ならば届け出の際の「磁気ディスク提出票」の写しの提出などで良いと考えられる。	PRTR の対象物質の排出量および移動量については、工場長の発行する証明書以外に、届出書のコピーでも代用できることを、証明方法に追記しました。また、PRTR については、排出量と移動量の提出としているため、届出の履行確認ではありません。
99	5．証明方法	5-1-1（1）	PRTR の申請手続きと重複をさけたい。また製品を製造する工場に PRTR の適用があり、対象となる物質（第 1 種指定化学物質）を法律で報告義務を定めた規定量以上使用している場合は、PRTR 申請時の第 1 種指定化学物質の排出量および移動量の届出書のコピーを提出することとすべきである。	意見 99 での回答と同じ。
100	5．証明方法	5-1-1（2）	設計書が不要な場合もある。異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書または説明書を提出することとすべきである。	ご指摘のとおり、設計書の提出だけでなく説明書の提出でも良いことを追記しました。
101	5．証明方法	5-1-1（3）	具体的な表示・表現をある程度例示して頂示して頂ければ現場では混乱が少ないと考えられる。どこまで詳しく表現するのかも含め検討願う。なお、容器包装リサイクル法に基づくプラマーク、紙マークなどを表示しているが、更に表示が必要なのかその理由を教示願う。	具体的な表示として、下段表示例およびプラスチック製品における材質表示例を記載しております。文具・事務用品は、容器包装とは見れないため、原案どおりとします。
102	5．証明方法	5－1－1（3）	「容器リサイクル法に適応している」等で良いのではないか。	意見 101 への回答と同じ
103	5．証明方法	5-1-2C（21）	4－1－2C（21）については、規制対象物質が基準内に明記されておらず曖昧なため、客観的な試験証明に適さない。また、(24）の物質については例記の EN71-3 なる試験方法などでは検出が不可能である。	意見 74 への回答と同じ
104	5．証明方法	5－1－2C（21）	4－1－2C（22）は EN71－3 では証明できない。自己証明で良いのではないか。	意見 74 への回答と同じ
105	5．証明方法	5-1-3（27）	4－1－3（28）については例記の EN71-3 なる試験方法などでは検出が不可能である。	ご指摘のとおり、EN71-3 での適用範囲については、記載ミスです。本項目については、製品を製造する工場長が発行する、含まないことの自己証明書の提出で証明可能と修正しました。(4 月 12 日付けにて、誤表記として公表しております。)
106	5．証明方法	5-1-3（27）	4－1－3（29）「～使用してはならない」のであれば、自己証明で良いのではないか。	意見 105 への回答と同じ
107	5．証明方法	5-1-4（30）	有害物質に関しての試験方法の中で該当する JIS において有害物質についての試験を行っている場合は... の記述の粘着テープの JIS においては有害物質の評価方法を謳っていないので確認すべきである。	ご指摘のとおり、粘着テープ関連の JIS において、記載されておりません。基準から該当部分を削除します。(4 月 12 日付けにて、誤表記として公表

				しております。）
108	5．**証明方法**	5-1-4（30）	**「該当するＪＩＳ～代用できるものとする。」の該当する** JIS **が存在しないので、本部分を基準から削除すべきである。**	**意見** 107 **への回答と同じ**

No.	意見箇所		意見内容	回答案
110	**6．その他**	6（1）**商品区分**	6 -（**1**）**では、現** No.113**「包装用の用紙」基準６-（１）にあった「包装袋は一般袋、手提袋、ガゼット袋および平袋の４種に分類し、ブランド名毎とする。同一分類で用紙の種類および品質・紙質などが同一の商品であれば、寸法などに違いがあっても同一商品として扱う。」の記載がないが、これでよいのか。従来のブランドを袋の形態、紙の種類の区分から外して統一できるならば、業務処理上簡単になり（形態、紙の種類に関係なく紙強度は一定基準以上のものを従来から使用しているので新基準下での認定申請も簡単になる。新基準案通りを望む。**	**一般袋と平袋等の定義上の違いが明確になっていません。古紙配合率などの紙質で分けるというのは、他の紙製事務用品のノートやファイルなどを分けていないことからも不公平になるかと思われます。従って、原案通りとします。なお、申し込みは最終的に消費者へ製品を供給する事業者であることが望ましいと考えます。**
111	6.**その他**	6(2)	**意味が良くわからないので説明して欲しい。**(**「事務用品」とあるのは、認定基準案** 15〜17 **ページ別表** 1 **及び本内容から見ると「紙製品」ではないかと思えるが、「事務用品に印刷・複写などされた内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。」との繋がりがわからない。**)	**本項目は、印刷前の封筒や名刺でエコマークの認定をうけたものを使用する場合、印刷後に印刷内容物とエコマークの認定とが関係ないことをはっきりさせるためのものであり、別表１の事務用紙製品「封筒」および日用紙製品「名刺台紙」に関してのみの適用とします。**
112	6.**その他**	6(3)**下段表示** B（**木材**）	**現行エコマーク** No.115 **の下段表示から変更する程の理由は考え難い。現行** No.115 **の下段表示「木のリサイクル」は、その前の商品類型** No.13 **の下段表示「木の再利用」から変更した経緯がありますが、それを今回また「××の再利用** OO%**」に変更しなければならない程の理由はない。現行** No.115 **エコマーク商品を今回の** No.112 **に切り替える際の、表示変更に伴う費用と環境負荷に配慮して、現行の下段表示の方法とするか、使えるようにして欲しい。**	**エコマーク下段表示（環境情報表示）は、公正取引委員会による「環境保全に配慮している商品の広告表示の留意事項」（平成** 13 **年）に「第三者機関がマーク表示を認定する場合には、認定理由が明確になるような表示をすること」および「強調する原材料等の使用割合を明確にすること」、具体的には「リサイクル原材料使用」といった実際の使用割合の記載のない表現は行わないこととの指摘があります。** **しかしながら、下段表示の変更によるコスト負担等についても、配慮することが必要であると考えております。このため、今回の改訂では、既認定商品の既契約期間中に生産された在庫品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、原則として新契約日から** 1 **年間を期限として、これまでどおりのマーク下段表示およびその認定番号を記載することを可能としました。なお、旧来の下段表示において、再生材料の比率の記載されたものについては、一部既認定商品に限り、引**

				き続き旧来の下段表示を認めることとしました。ただしこの場合、認定番号については、既契約期間中に生産された在庫品に限って、原則として新契約日から１年間を期限として、これまでどおりの番号を記載できることとしました。（詳細については基準内容をご覧下さい。）
113	6.**その他**	6(3)**下段表示** C**（プラスチック）**	**再生樹脂を使用した文具製品は、筆記具など表示スペースが狭いものが多いため、現行** No118 **の下段表示「プラスチックの再利用」も使えるようにして欲しい。**	**表示スペースが狭い製品における下段表示の扱いなど、今後のエコマーク下段表示に関する新たな方針の検討を予定しております。それまでは、意見** 112 **への回答のとおりとします。**

No.	意見箇所		意見内容	回答
114	6．その他	6(3)下段表示 C（プラスチック）	マーク下段表示について「プラスチックの再利用○○%」もしくは「プラスチックの再利用○○%以上」では材料変更時（再生%の変更発生時）、シール等の改版が発生し、多量の廃棄物の発生、コストの発生が予想される。再生%の表示はカタログ、パンフレットの参照により情報は開示できるため、今までの通りの標記（118 類）も選択できるようにしてはどうか（再生%の標記なしのもの）。エコマークと使用契約社名と認定番号を併記する図が記載されているが、「使用契約者または認定番号どちらかでも可」という旨をここに記載すべきである。「容器認定」の標記についての注意事項もここに記載して欲しい。	意見 112･113 への回答と同じ
115	6．その他	6(3)下段表示 C（プラスチック）	“プラスチックの再利用”の表示だけでは　新１１８と新１１２の表現が似通ってきて、区別がつかないのではと危惧する。	意見 112･113 への回答と同じ
116	6．その他	6（3）下段表示 C（プラスチック）	従来のように“マークの周囲を囲むようにプラスチックの再利用”の表現も可能か。	意見 112･113 への回答と同じ
117	6．表示	6(3)下段表示 C（プラスチック）	現在、外枠に沿って「プラスチックの再利用」と表示しているが、今回公開された案では、下段表示について、短系枠で囲み 「プラスチックの再利用○○%」または「「プラスチックの再利用○○%以上」と表示する方法だけが紹介されている。新基準運用後は、短系枠を使用しない表示は認められないのか？その場合、契約更新後に表示を変更しなければならないのか？	意見 112･113 への回答と同じ
118	6．その他	6(3)下段表示 E（白色度）	表示する白色度は自社が製紙メーカーに指定した白色度なのか、エコマーク申請時に提出した品質証明書の白色度なのか、どちらを基準に表示すれば良いのか。	表示する白色度は、エコマーク申請時に提出される紙質証明書に記載した値です。
119	6.その他	6(3)下段表示 E（消耗部分）	エコマーク下段に「消耗部分が交換可能」と記載することは次の理由で反対である。表示を選択できることとし、表示の必須条件としないで欲しい。 ①「消耗部分が交換可能」と記載することは 4-1-3(27)に既にあり、本基準に対しては先に意見を述べたように、製品または包装または、取扱説明書、パンフレット等に記載する事で良い。 ②文具（特に筆記具等）は表示スペースが狭く、限られるものが多いため、表示内容を小さくできる内容を選択できるようにする必要がある。また、表示スペースが狭いため、結果的に文字が小さくなってしまい読みずらくなってしまう。 ③現行エコマーク商品は、エコマーク表示に関し大幅な変更となる。切り替え時に発生する、表示の変更の費用と環境負荷に配慮して欲しい。	①については、ご提案のとおり、商品以外の箇所にも記載できるものであることから、あえて下段表示にて扱わないこととしました。 ②③については、意見 112・113 への回答と同じ
120	6.その他	6(3)下段表示 E（粘着部分）	「粘着部分に基準が適用される製品にあっては、「リサイクル対応型シール・剥離紙を使用」と記載すること」について ①そのような表示を選択できることとし、表示の必須条件としないで欲しい。 ②粘着部分に基準が適用される製品と記載する内容が合致しないものがあり不適切な内	粘着剤については、必ずしもリサイクル対応型シールに限定しないこととなったので、あえて下段表示にて扱わないこととしました。また、リサイクル対応型剥離紙を使用している場合は、古紙リ

			容だと思う。例えば付箋紙や粘着テープは「リサイクル対応型シール・剥離紙を使用」の記載では内容が合致しない。シールではないし剥離紙も使っていない。	サイクルへの促進を考慮し、「リサイクル容易な剥離紙を使用」を表示することとします。
121	6．その他	6（3）下段表示 E（粘着部分）	粘着部分に基準が適用される製品、例えば両面テープで「リサイクル対応型シールを使用」と記載すると、ユーザーの誤解を招く恐れがある。したがって、「リサイクル対応型粘着剤を使用」と記載すべきである。	意見 121 への回答と同じ

No.	意見箇所		意見内容	回答
122	6.**その他**	6(3)**下段表示（全般）**	**マーク下段の表示を矩形枠で囲んだ環境情報表示とするのは、次の理由で反対である。表示を選択できることとし、表示の必須条件としないで、これまでのようなエコマーク下段の表示ができるようにして欲しい。** **①文具（特に筆記具等）は表示スペースが狭く、限られるものが多いため、表示内容を小さくできる内容を選択できるようにする必要がある。また、表示スペースが狭いため、結果的に文字が小さくなってしまい読みずらくなってしまう。** **②現行エコマーク商品は、エコマーク表示に関し大幅な変更となる。切り替え時に発生する、表示の変更の費用と環境負荷に配慮して欲しい。** **③消費者が環境商品を購入する際に一番参考にする環境情報の種類は、雑貨品の場合は「マーク類」であって、「詳しい説明」や「定量的なデータや説明」ではなかったという調査結果が示すように、矩形枠で囲む環境情報表示にこだわる必要はない。（添付資料：環境ラベル・アンケート調査結果）**2001 **年** 3 **月 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会特別委員会参照）** **④現行エコマーク** No.112、No.115、No.118 **では矩形枠の環境情報表示を強制せず、枠のない下段表示を選択できるようになっている。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
123	6.**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**エコマーク商品の普及・**PR **を考え、製品パッケージ、カタログ、パンフレット、見本帳などへエコマーク表示を行ってきたが、下段表示の変更を実施するとなれば、要する費用負担と手間は莫大なものになる。現行認定期間満了後、移行措置として** 1 **年の期間を設けたとしても、**4〜5 **年分の副資材を有する商品もある。認定番号の変更についても同様に改版の必要が生じる。現行表示の継続の検討を望む。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
124	6.**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**下段表示などを変更する場合は、十分な移行期間を設けるとともに、度重なる変更は避け、正しい運用方法を採用すべきである。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
125	6.**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**容器認定に対する下段表示が無いのはなぜか。**	**本基準では、容器のみの認定は一部の例外を除き、ありません。したがって、全商品に対して、下段表示を適用しています。**
126	6.**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**認定品は基準項目すべてに適合しているので、下段表示に%を記載することは製品差別につながるので、表示しない方が良い。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
127	6.**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**下段表示の文字数を減らして欲しい。環境主張を強調したい場合は、各社に任せて欲しい。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
128	6.**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**カタログに環境基準一覧表を載せているので、下段表示する必要がない。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
129	6.**その他**	6（3）**下段表示**	**筆記具は小さいので、下段表示を載せるスペースがない。**	**意見** 113 **への回答と同じ**

		（全般）		
130	6．**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**基準をクリアーしていれば、今までのマーク表示でも良いのではないか。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
131	6．**その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**今回の表示変更後、今後は変更がないということを確約して欲しい。過去に表示方法について度々変更があり、改版について多額の負担があった。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**

No.	意見箇所		意見内容	回答
132	**6．その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**エコマーク表示について多大な問題がある。新基準では、エコマークの下段表示について、詳細な記載が要求されているが、この要求はエコマーク基準の一部を特化させ、認定されたエコマーク商品間での不当な差別・不適切な格差を生じる恐れがある。「再生材料の使用率・白色度・消耗品の交換可能」も、環境保全上大切な要素であるが、その項目だけが、地球環境の保全上、特別に優位な要素ではなく、同項目のみ特記することは、消費者が認識すべき環境保全に必要な選択肢とは何か？という根幹を浅薄にさせる。したがって、下段表示は差別感の少ない従来表示に準拠することを要請する。** **≪新基準エコマーク表示の問題点≫** **①「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第一条の目的からの逸脱。** **エコマーク基準を適正に満足した商品は、拘束をまねかれて、公正に扱われる必要がある。基準要求項目の一部の特記は、同基準を満足し公平に扱われるべき他の商品との間で差別を生じさせ、公正な取引きを損なう。** **②「不正競争防止法」第一条の目的からの逸脱。** **基準の一部の特記は、公平かつ公正に認証された商品の差別・格差を助長させ、公正な競争を阻害する可能性がある。また、この特記を許すことはエコマークの適正な運用を阻害し、国民経済の健全な発展を妨げる。** **③「環境基本法」の主旨からの乖離。** **総合的かつ計画的に推進すべき事項が、一部の項目の表記に特化すると、人類の福祉に反するばかりか、公平な役割分担（基準認証取得）が自主的かつ積極的であったにもかかわらず、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を推進させることができないと危惧する。** **≪解決の方策≫** **①エコマーク表示については、従来のエコマーク使用規定第七条に準拠する。** **②環境配慮事項については、別途の手段で、消費者が閲覧できるようにする。（カタログ、リーフレット等々に開示する。商品への記載は、表示面積等から見て、物理的に無理がある。別媒体での情報表示が妥当。）**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
133	**6．その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**エコマーク表示内容が複雑であり、商品包装部分への記載がし難いので、最低限の条件の修正として欲しい。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
134	**6．その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**昨今消費税の総額表示等、国の指導による包装表現の変更が度々あり、表示変更にかかる費用は莫大である。表示変更は避けて欲しい。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
135	**6．その他**	6（3）**下段表示（全般）**	**従来より市場に流れている製品について、エコマーク品は全て良く売れている製品とは限らず、売れ行きの悪い製品もあある。これについては、期限を１年と限定されると、製品**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**

			以外にも特に、コストの面から〃作り溜〃する包装資材、カタログ類、等、大量に残る可能性出てくる。エコマーク下段の表示は、包装材、等も含め、在庫無くなり次第切り替える〃として欲しい。	
136	6．その他	6（3）下段表示（全般）	改版に伴って、旧カタログ、ケース、ＰＰを破棄する事は、環境に反する事では無いか。以前よりエコマーク下段表示が変更になるケースが多いので困る。	意見112・113への回答と同じ
137	6．その他	6（3）下段表示（全般）	商品類型の変更、基準の変更により、商品本体へのエコマーク等表示が変更を余儀なくされる点について配慮を望む。商品類型や基準が変更になっても、ひきつづきエコマーク基準をクリアし、マークを継続取得できる場合は、認定番号を変更せず、使用できるようにして欲しい。	意見112・113への回答と同じ

No.	意見箇所		意見内容	回答
138	**6．その他** （No.113）	6（3）**下段表示** **（全般）**	**マークは柄の上から刷込むと柄と混在して見にくくなるとの理由から、マーク刷込み部分の柄をマークの形に白抜きにした上でマークを刷込んでいる。マークが変更されると１柄に付き３版～４版の版を全て作り変えねばならないことになり、多大な費用を必要とする。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
139	**6．その他** （No.113）	6（3）**下段表示** **（全般）**	**総合カタログに掲載のエコマークは直ちに変えられない。今回の改正には、次回の見直し時期が明確に示されるようであるが、このような場合はそれなりに事前から準備出来る。しかし、見直し時期が明確にされていない状態で突然に改正すると言われても対処のしようがなく、これでは「エコマークから手を引け」と言われているようなもので、とても承服しかねる。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
140	**6．その他**	6（3）**下段表示** **（全般）**	**表示が変わると版の処分・改定や在庫製品の処分が必要となり、廃棄量が増加し環境にやさしくないと考えられる。既に取得している分の表示は、改訂後も変更せずにできないか、検討して欲しい。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
141	**6．その他**	6（3）**下段表示** **（全般）**	**エコマークが数年単位で基準を変更することが前提の上、将来において、その都度マーク表示が変更されるとすれば、エコマーク申請数の大幅な削減、またはエコマークからの撤退を検討せざるを得ない。エコマークを外すにおいても相当の経費支出が予想されるが、将来への不安を一掃する上で考えなければならない。また、新基準案の表示は記述内容が多すぎて、商品の外観、デザインを著しく害することが懸念される。エコマーク商品の市場での促進を図る上においても、マイナス効果であると考える。改版を伴わない現状表示の継続を切に要望するが、もしかなわない場合は、極力シンプルで、基準の変更があっても表示を継続できるような弾力性のある表示ルールを制定願いたい。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**
142	**6．その他**	6（3）**表示** **（使用契約者名）**	**製造者名か企業者名か明確にして欲しい。**	**エコマークを取得し、契約を結んだ団体名としています。**
143	**6．その他**	6（3）**表示** **（使用契約者名）**	**新基準案では、会社名・番号表示の両方の記載となっている。会社名だけとして欲しい。**	**エコマーク認定番号、使用契約者名の表示については、エコマーク使用規定第** 7 **条において、いずれか一方を選択して表示することも認めるとしております。したがって、使用契約者として、会社名の表示だけでも問題ありません。**
144	**6．その他**	6（3）**表示** **（使用契約者名）**	**エコマーク使用規定第** 7 **条「エコマーク認定番号または使用契約社名のいずれか一方を選択して表示」する上で使用契約者名を選択する場合、「商号」を表示するのか、一般に広く認知されている「ブランドロゴ」で代用してよいのかについて、ブランドロゴ表示を社名に替わる表示として認めて欲しい。また、表示の運用については、認定基準案にあるようなエコマーク側近に社名（ブランド）表示をすることは、デザイン上の制約・障害が大**	**社名を表すブランドロゴについては、ご意見のケースを含め、現在、認めております。**

			きすぎるため、エコマークの表示と同一の部材に社名（ブランド）表示をすることを認めて欲しい。	
145	6．その他	6（3）表示（全般）	切替に時間がかかるので、施行までにもっと期間が欲しい。	エコマークニュース No.40（別添 7）に掲載したとおり、来年度より、商品認定の有効期間などが改定されます（一部既に実施）。新制度では、新基準が旧認定基準終了前にスタートすることで、切替がスムーズにできるようになる予定です。

No.	意見箇所		意見内容	回答案
146	6．その他	6（3）表示（全般）	番号・マークともに旧表示の使用を認めて欲しい。事務局での新旧連番管理は差したる事務負担にはならないと思われる。現行の表示で購買者の認識は充分に得られるはずである。	下段表示については、意見 112・113 への回答のとおりとします。また認定番号については、取り直しの場合、変更が必要となりますが、認定番号、使用契約者名の表示については、エコマーク使用規定第 7 条に基づき、いずれか一方を選択して表示することが可能です。
147	6．その他	契約更新	認定基準制定日以降（7 月 1 日以降）、現在 No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」でエコマークを取得している商品の同商品類型（No.118）での契約更新（2 年）を可能として欲しい。現在認定基準の統廃合・新規制定時の契約業務の規定がない為、下記の規定が準用されると思われるが、No.118 も Ver.2.0 に見直し予定ということもあり、Ver.2.0 制定までは認めて欲しい。今後、認定基準の統廃合・新規制定が予定されているのであれば、規定を明確にして欲しい。	契約期間につきましては、認定を取得したタイミングにより、違いが生じますが、来年度より制度の一部を変更しますので、ご了承下さい。
148	6．その他	契約更新	契約自動更新の確認方法について ・同一商品において「旧基準適合商品」と「新基準適合商品」が流通上混在するケースが考えられる。この場合、双方が認定期間内であれば、商品カタログ上の表示はどちらに基づいた表示も可能として欲しい。	同一商品の新旧基準適合商品が流通上混在することは考えられますが、契約は重複しないよう調整しておりますので、カタログ掲載情報の確定時点では、いずれか（旧基準適合あるいは新基準適合）一方のみが有効となります。ただし、あえて別商品として異なる契約を締結して頂いている場合には、ご指摘のとおりいずれかのマーク表示で結構です。
149	6．その他	契約更新	契約自動更新の確認方法について ・2005 年 4 月以降の「契約料金改訂」に伴い、「エコマーク使用契約期間が 1 年間となり、毎年、使用料の入金確認後、契約の自動更新がなされる」ことになる。この時、契約自動更新がなされたことを流通会社としては、具体的に何をもって確実に確認することが可能か知りたい。	ホームページにて認定商品を検索可能になっております。ただし、3 ヶ月毎の情報更新であるため、確認できない商品については個々にお問合せ頂くしかないと思われます。
150	6．その他	猶予期間	古紙配合率の変更に伴い、加工商品の要求機能に対する適合性の確認が必要である。色調、風合いも微妙に違ってくることから、客先との擦り合わせが必要となる。したがって、実施時期の延期もしくは、在庫処理期間の延長を求む。	意見 112・113 への回答と同じ
151	6．その他	猶予期間	既存認定商品の契約期間満了に伴う新認定基準への新規申込み、移行をする場合の移行期間の運用について ・新認定番号、下段表示の変更にて、外装パッケージの表記等を変更するが、移行期間中の旧表記の外装を使用できる猶予期間を設けて欲しい。	意見 112・113 への回答と同じ

152	6．**その他**	**掲載情報**	**商品カタログ作成時のエコマーク商品情報確定日の位置付について** **・商品カタログの掲載情報は、発刊日から** 1〜2 **ヶ月程度前に確定されこれに基づいて校正作業を行っている。この** 1〜2 **ヶ月の間に、サプライヤにおいてエコマーク商品ブランド名などの変更が行われた場合、流通会社としては対応しきれないことが想定される。この場合、流通会社としては、情報確定時点の日付をカタログに明記し、**Web **カタログ等のメンテナンスが可能な媒体のみを変更して、最新情報を表示する対応を認めて欲しい。**	**ご指摘のとおり、情報確定の日付をカタログ中に明記して頂ければ結構です。**
153	6．**その他**	**契約期間延長**	**製造済の製品は在庫がなくなるまで、契約期間が満了後も使用を認めてもらいたい。**	**意見** 112・113 **への回答と同じ**

No.	意見箇所		意見内容	回答案
154	6．その他	契約期間延長	新基準の更新が確定されている商品については、「契約満了日」を基準に１年以内をエコマーク使用の猶予期間として欲しい。使用契約の満了日よりエコマークが使用出来なくなるという契約内容は、当然であるが、認定番号およびエコマーク表示の変更に伴う在庫処分が懸念される。大量の紙資源が使用出来なくなり、資源の有効利用という観点からも「契約満了日」を基準とした在庫猶予期間を設けるべきである。	意見 112・113 への回答と同じ
155	6．その他	―	製品の用途に拘わらず、包装袋・包装紙・封筒で古紙配合率を区分している理由は何か。半晒クラフトでの古紙配合率 50%については、製紙メーカの供給に大きく左右されるが、改定の意向はメーカーに伝わっているのか。	製品の特性を鑑みて、古紙の配合率を区分しています。なお、検討にあたっては、当該工業会もWG に参加し、検討を行っています。
156	6．その他	契約方法	認定基準の変更に伴い、新規契約扱いとして新規申込と同等の審査料金が発生するが、あくまでも認定基準の変更に伴う更新と捉えることができる。よって審査費用の発生に関する考え方ついては別途検討して欲しい。契約規定については、対応が容易に行える様、別途にガイドラインを作成して欲しい。	認定基準については、5 年に一度の見直しを行っております。今回のような基準見直しを行った後、新たな基準での認定取得を希望する場合は、商品認定審査を行うため、審査料がかかります。エコマーク審査料については、2003 年 10 月から導入しましたが、2005 年 4 月契約分から変更するエコマーク使用料とともに、料金の不公平是正のため、総合的に料金体系を検討し運営委員会で決定したものです。ご了承下さい。
157	6．その他	添付図	添付図 環境に関する基準の適用範囲例①：「ボールペン」について 図中「「4-1-1」「4-1-2」の適用範囲②「4-1-2」は破線内から消耗部分を除いた箇所に適用とあるが、消耗部分の扱いは図中に別に示されている通りで、消耗部分がインキだけでなく替え芯全体の場合もある。誤解を招くので「(左図の場合・インキを除いた全て)」は削除して欲しい。	ご指摘のとおり、図中に説明を追記し、わかりにくい表現は修正しました。
158	6．その他 （No.113）	認定料	2003 年 10 月に改正された「商品認可審査料」が１点に付き 2 万円必要になることで、無料である更新が一度も受けられないままに認定基準改定によって改定がなければ必要なかった「商品認可審査料」が掛かるという不合理が納得できない。最低でも３年間の更新が受けられるようにして欲しい。	意見 156 への回答と同じ
159	付属証明書		4-1-3 消耗部分に関する基準の添付証明書、添付証明書の発行者について ・4-1-3(27)添付書の「消耗部品の重金属試験結果」は「消耗部分の重金属試験結果」が良い。 ・4-1-3(28)添付書の「消耗部品の試験結果」は「消耗部分の証明書」であり、添付証明書の発行者は「製品を製造する工場長」である。	ご指摘のとおり、修正しました。
160	付属証明書		記入例 7-112 原料供給証明書（プラスチック）に「発行者は、再生材料回収事業者」とありますが、5-1-2 C(19)に示されているように、発行者は「原料事業者」であって、回収事業者とは限らない。原料事業者に修正すべきである。	基準中での使用している表記と、付属証明書での表記を「再生材料回収事業者」に統一しました。

161	**付属証明書**		**記入表** D-112 **の製造工程証明は、基準や証明方法に何ら示されていない内容である。本証明書を付属証明書に挙げているのは、基準やその証明方法と関連しているかのような誤解を招くため削除して欲しい。もしこれが情報として必須とするなら、基準やその証明方法に記載すべきである。また、表中に「成型加工業者名」あるが、生産の効率面等から成形業者を変更する事は日常的にあり、その情報自体の必要性は疑問であり、不用と考える。**	**ご指摘のとおり、証明方法に追記しました。**

２．解説

No.	意見箇所		意見内容	回答案
1	3．用語の定義について	（1）紙材に関する用語の定義について	白色度の試験方法には、ハンター方式も残されているので追記した方が良い。	ご指摘のとおり、基準と同様に解説においても、ハンター方式についての表記を追記しました。
2	4．認定の基準について	D-8（4）	「(4)についてはグリーン購入法おいて水溶性・水分散型の粘着剤が判断基準として採用されている」とあるが、グリーン購入法において採用しているのは「判断基準」ではなく「配慮事項」(クラフトデープ、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム)なので誤りである。修正すること。	ご指摘のとおり、修正しました。